

52301－52700 第13 給付日数の延長

52301－52350 1 概要

基本手当の所定給付日数は、算定基礎期間、年齢、その者が就職困難な者であるかどうか及び離職理由により特定受給資格者に該当するか否かを考慮して決定することとしているが、さらに、その時の雇用失業情勢、地域の特殊状況等により、所定給付日数分の基本手当では十分な保護に欠ける場合が生ずることがある。

このため給付日数の延長制度として、公共職業訓練等を受講する場合の給付延長（訓練延長給付）、災害等の場合の給付延長（個別延長給付）、広域職業紹介適格者の認定を受けた者に対する給付延長（広域延長給付）及び全国的に失業の状況が著しく悪化した場合における給付延長（全国延長給付）が設けられている（法第24条、第24条の2、第25条及び第27条）。

また、暫定的に雇用機会が不足していると認められる地域に居住する者に対する給付延長（地域延長給付）が設けられている（法附則第5条）。

52351－52370 2 訓練延長給付

52351 (1) 概要

訓練延長給付は、安定所長の指示により公共職業訓練等（52702 参照）を受ける受給資格者に対して、所定給付日数分の基本手当の支給終了後もお公共職業訓練等を受講するために待期している期間、受講している期間及び受講終了後の一定期間基本手当を支給し、もって受給資格者の公共職業訓練等の受講を容易にし、その習得した技能によって再就職の促進を図ろうとするものである（法第24条）。

52352 (2) 延長給付の適用を受ける者

訓練延長給付の適用を受け、所定給付日数を超えて基本手当の支給を受けることができる者は、次のすべてに該当する者である。

- イ 公共職業訓練等の受講を指示した日において受給資格者であること（受給資格者の意義については、50101 参照）。
- ロ 安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける者であること。
- ハ 公共職業訓練等の期間が2年（令第4条）以内のものを受ける者であること。

なお、訓練等の期間中に病気その他の理由により所定の訓練等を受けることができず、所定の訓練等の計画に基づく基準時間数に不足を生じたために所定の訓練等の終了の日に訓練等を修了することができない場合において、当該訓練等の終了の日を超えて行われる補習を受ける者に対しては52354の延長給付は行わない。

52353 (3) 公共職業訓練等を受けるために待期している者に対する延長給付

- イ 公共職業訓練等を受けるために待期している者に対しては、当該待期している期間のうちの当該公共職業訓練等を受け始める日の前日までの引き続く90日間の期間内の失業している日について、当該受給資格者に対してその所定給付日数を超えて基本手当（以下「待期手当」という。）を支給する（法第24条第1項、令第4条第2項）。
- ロ 公共職業訓練等を受けるため待期することとなる者については、所定給付日数に

相当する日数分又は受給期間満了日までの日数分の基本手当の支給が終了となる認定日（以下「基本手当の支給終了日」という。）前の認定日に、支給終了後も引き続き基本手当を受けることができる旨及び認定日を知らせる。

なお、基本手当の支給終了日前の認定日の翌日以後に受講指示を行う場合は、当該受講指示を行う日に上述の通知を行うことで差し支えない。

ハ 公共職業訓練等を受けるため待期している者がたとえば就職する等何らかの事情により当該公共職業訓練等を受講しないこととなり当該受講指示が取り消された場合であっても、当該取消のあった日前に係る待期手当については返還の必要はない（ただし、当該待期手当の受給が不正受給に該当する場合を除く。）。

また、待期手当の支給開始後、訓練校の都合等により公共職業訓練等を受け始める日（以下「受講開始日」という。）が変更されたことに伴い受講開始の変更指示がなされた場合は、当該変更後の受講開始日を基準としてその日前90日間の支給となるものであり、必要があれば誤払いによる返還又は追給等を行う。

52354 (4) 公共職業訓練等を受講している者に対する延長給付

イ 公共職業訓練等を受講している場合には、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する（法第24条第1項）。

ロ 安定所長の指示に基づき公共職業訓練等を受けている者又はこれらの公共職業訓練等を終了した者に対して、必要により当該訓練等の措置以外の公共職業訓練等への変更指示（「追加指示」を含む。以下同じ。）を行った場合の給付延長については、次の区分により取り扱う。

(イ) 変更指示に係る訓練等と変更前の訓練等との間に同一性が認められる場合（次のa又はbに該当する場合）は、当該変更指示に係る訓練等を受け終わるまでの間について所定給付日数を超えて、その者に基本手当を支給することができる。

また、変更指示により、前後の訓練等間に生ずる訓練等を受けない日については、やむを得ない理由がある場合に該当するものとして失業の認定をする。

この場合、その者を変更指示に係る訓練等を受け始める日の前日に安定所に出頭させ、その日分を含めて一括して失業の認定をする。

a 変更前の訓練等の残余の部分に相当するものの受講を指示した場合

したがって、変更の前後の訓練等の種類又は職種が異なる場合、変更前の訓練等を受け始める日から変更後の訓練等を受け終わる日までの期間が当該変更前の訓練等の所定の期間とおおむね一致することがない場合及び訓練等の措置を追加指示する場合（bの場合を除く。）は、これに該当しない。

b 公共職業訓練施設の行う1年以内の職業訓練を受講中に、当該訓練終了後引き続き当該訓練において受講した職種に類似した職種に係る職場適応訓練（6か月以内のものに限る。）の受講を指示した場合

(ロ) 変更指示に係る訓練等と変更前の訓練等との間に同一性が認められない場合は、現実に当該変更指示に係る訓練等を受け始める日にその者が受給資格者（所定給付日数分の基本手当の支給を受け終わっていない者に限る。）である場合に

限り、当該訓練等を受ける期間について法第24条第1項の規定による基本手当の延長給付を行うことができる。

この場合、延長給付を行い得るのは変更指示に係る訓練等の期間が2年を超えないものである場合に限ることはもちろんである。

ハ 失業の認定は次により行う。

(イ) 延長給付に基づき支給する基本手当に係る失業の認定は、公共職業訓練等受講証明書を所定の認定日の都度提出させて行う（51401ハ、52701以下参照）。

(ロ) 訓練生の15日以上病気欠席、社会通念上正当と認められない理由による欠席の日についての失業の認定は、51401のハの(ニ)により行う。

また、訓練生が所定の訓練等の期間終了前に、中途退校（所）した場合は、その退校（所）の日（最終在籍日）後の日については、失業の認定を行わない。

(ハ) 定員の関係上やむを得ず、夜間訓練等の受講を指示し、これにより入校（所）した受給資格者については、失業の認定回数は1月に1回であるが、公共職業訓練等を受けるために安定所に出頭することができない者と認められないので、証明認定はもちろん訓練等施設の職員による代理受領も認められない。

52355 (5) 公共職業訓練等を受け終わった者に対する延長給付

イ 公共職業訓練等を受け終わった者に対する訓練延長給付（以下「終了後手当」という。）の支給対象者は、52352のイ～ハに該当する者であって次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものである。

なお、公共職業訓練等の受講を途中でとりやめた者（当初受講指示された公共職業訓練等について、その期間を短縮する旨の変更指示があり、その変更指示による公共職業訓練等を終了した者はこれに該当しない。）は、公共職業訓練等を受け終わった者に該当しないので、終了後手当の支給対象とはならない。

(イ) 当該公共職業訓練等を受け終わる日（以下「受講終了日」という。）における支給残日数（当該受講終了日の翌日から受給期間の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができる日数をいう。以下52355において同じ。）が30日に満たない者

(ロ) 安定所長が次の基準に照らして当該公共職業訓練等を受け終わってもなお就職が相当程度に困難な者であると認めた者

a 公共職業訓練等を受け終わってもなお就職が相当程度に困難であることとは、次の(a)～(d)全ての要件を満たすものとする。

(a) 受講終了日における支給残日数分の基本手当の支給を受け終わる日（受講終了日において、支給残日数がない者にあつては、受講終了日）までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められる者（当該受給資格に係る離職後最初に安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、安定所の紹介する職業に就くこと、安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従って安定所長が行う再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだことのある者を除く。）に該当すること

- (b) 当該公共職業訓練等を受け終わった者が受講終了日において、受講した訓練に係る職種の被保険者となる就職を希望していること
 - (c) 受講終了日前までの4週間において受講した訓練に係る職種の求人に対する応募の実績が複数回あるにもかかわらず、採用内定に至っていないこと
 - (d) 地域における希望職種の労働力需給の状況が厳しいこと
- b 上記 a の要件に該当するものか否かは次の留意点を踏まえ、それまでの職業指導の状況、求職活動の状況等を踏まえ慎重に判断すること。
- (a) 受講終了日前までの4週間における応募の有無については、当該期間内に、応募行為があることに限定せず、面接等を受けた場合も含めるものとする。この場合の面接等に係る応募は当該期間より前に行われているときも応募の実績に含めて差し支えない。
 - (b) 応募については、安定所の職業紹介に限らず、民間職業紹介事業者等の職業紹介及び自ら直接応募した場合も含めるものとする。
 - (c) 応募の確認方法については、応募若しくは面接の可否及び応募等がある場合は、その求人の職種について失業認定申告書等に記載させることにより確認すること。
 - (d) 受講した訓練に係る職種の判断については、公共職業訓練等受講証明書「3 訓練受講職種」欄において、厚生労働省職業分類小分類の区分を基に判断すること。なお、受講した訓練に係る職種については、複数の類似する小分類に該当する場合、当該類似する小分類における応募の実績については、全て含めるものとして差し支えない。
 - (e) 地域における希望職種の労働力需給の状況が厳しいことの判断については、当該職種が都道府県単位の厚生労働省職業分類小分類における有効求人倍率が1倍以下であることとする。当該有効求人倍率の判断となる数値については、6月～11月の終了後手当の判断基準においては、同年4月における職種別の有効求人倍率を使用し、12月～5月の終了後手当の判断基準においては、同年10月の有効求人倍率を使用すること。
- c 次の(a), (b)に掲げる場合は、この要件に該当していないものとして取り扱う。
- (a) 求職の申込みをした日以後、所定の認定日（認定日の変更により変更された認定日を含む。）又は出頭日に出頭しない場合（51401～51450の証明認定の場合及び次回認定日に通常どおり失業の認定を受け得ることとされた場合すなわち51254ハ(ⅱ)の「当該日について求人者との面接若しくは採用試験の受験の事実又は上記c若しくはdに該当する事実があることが明確に確認される場合」を除く。）
 - (b) 職場適応訓練の受講終了者が、自己の責めに帰すべき重大な理由によって、又は正当な理由がなく自己の都合によって当該職場適応訓練を行った事業主に雇用されなかった場合

なお、自己の責めに帰すべき重大な理由によって、又は正当な理由がなく自己の都合によって雇用されなかった場合に該当するか否かの認定は、当該職場

適応訓練における事業主と受講者との関係を雇用関係と、受講終了を離職とみなして、法第33条第2項の厚生労働大臣の定める基準(52202及び52203参照)を準用する。

ロ 終了後手当の支給限度日数は30日から支給残日数を差し引いた日数が限度である。

ハ 受給資格者が終了後手当の支給要件に該当するかどうかの確認は、次により行う。

(イ) 要件の確認

受給資格者が終了後手当の要件に該当するかどうかについては(ロ)の審査会議の際に確認した上、受講終了日において支給残日数がある場合には当該支給残日数分の基本手当の支給終了日、支給残日数がない場合には受講終了日に当該受給資格者を呼出し、終了後手当の支給要件に関し事情の変更の有無を確認する。

なお、受講終了日に修了式がある等により当該受給資格者を出頭させることが困難なときも、本人の出頭を待たずできる限り要件の確認を行い、終了後手当の支給対象とするか否かの決定を行っておく。

この場合は受講終了日の翌日に当該受給資格者を呼出し、事情の変更の有無を再確認する。

なお、短時間労働者に該当する被保険者となるような求職条件のみを希望する受給資格者については、「特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められる者」に該当するかどうかを十分慎重に判断する。

(ロ) 審査会議

終了後手当の対象者の決定は各安定所に設けられた審査会議において行うこととするが、必要に応じ、担当職員間での決裁の方式によることとして差し支えない。

審査会議は次により運営し、終了後手当の支給を行うことを判定した場合には、安定所長の決裁を受けることとする。

a 審査会議は紹介担当部門の統括職業指導官、上席職業指導官及び職業指導官等をもって構成し、認定担当課長及び認定担当係が必要に応じこれに参加する。

b 審査会議は概ね2週間に1回、当該安定所の業務量を勘案して適宜の日に開催する。

c 審査会議においては、当該会議の開催日の概ね1か月後に基本手当の支給終了日が到来する受給資格者を選定の対象とする。

ニ 終了後手当の支給を行うことを確認した場合には、当該受給資格者に対し、終了後手当の支給を行う旨を受給資格者証又は受給資格通知に所要の記載を行うことにより通知する。

52356 (6) 延長給付に係る基本手当の支給

イ 受給資格者に対して公共職業訓練等の受講を指示した場合は、延長給付の可否を事前に把握する。

ロ 公共職業訓練等を受講している者に対する延長給付に係る基本手当の支給方法は、所定給付日数分の基本手当又は待期手当の支給終了後、これを行い、52354ハ

により失業の認定が行われた日について、通常の基本手当の支給の場合と同様に行う（51401ハ参照）。

ハ 受給資格者が延長給付に係る基本手当の支給を受ける場合には、その者の受給期間は、次のとおりである。2以上の延長給付が行われる場合については、52501～52550参照。

(イ) 終了後手当の支給を受けない者については、公共職業訓練等を受け終わるべき日まで延長される（法第24条第3項）。

(ロ) 終了後手当の支給を受ける者については、その者の法第20条第1項及び第2項の規定による期間（以下「当初の受給期間」という。）に、30日から支給残日数を差し引いた日数を加えた期間（受講終了日についての当初の受給期間を超えて訓練延長給付を受けている者については、受講終了日から起算して30日を経過した日までの間）となる（法第24条第4項、令第5条第1項）。

ニ 訓練延長給付を行う場合は安定所長の決裁を要する。

52357 (7) 支給台帳の処理

支給台帳の処理については、センター要領参照。

52358 (8) 受給資格者証等の処理

所要のデータをシステムに入力することにより、受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄に必要事項を記載の上、受給資格者証の場合は第1面余白に、待期手当を受給するときは「待」の表示、訓練受講中の訓練延長給付を行うときは、「訓」の表示及び終了後手当を支給するときは「終」の表示をそれぞれ行う。受給資格通知の場合は処理状況欄にそれぞれ「待期手当」「訓練延長給付」「終了後手当」等の記載を行う。

なお、終了後手当を支給する場合には、受給資格者証の第1面の「受給期間満了年月日」欄には30日から基本手当の支給残日数を差し引いた日数を加算した新たな受給期間満了年月日を朱書する。受給資格通知の場合は処理状況欄に新たな受給期間満了年月日が記載される。また、受給資格通知の第1面の「受給期間満了年月日」欄に新たな受給期間満了年月日が記載されるため、必要に応じて受給資格通知（全件）を交付する。

52371-52400 3 個別延長給付

52371 (1) 個別延長給付の適用を受ける者

イ 個別延長給付の適用を受ける者は、以下の(イ)又は(ロ)に該当するものであること。

(イ) 「就職困難な者」（50304参照）以外の「特定受給資格者」又は「特定理由離職者（50305-2イの特定理由離職者に限る。）」であって、次のa～cのいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準（以下「指導基準」という。）に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者であること（法第24条の2第1項、則第38条の2）。

a 心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者（法第24条の2第1項第1号）

具体的には、以下のいずれかに該当するものであること（則第 38 条の 4）。

(a) 難治性疾患を有すること。

(b) 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害者であること。

(c) (a) 及び (b) に掲げるもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する障害者であること。例えば、高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号）第 2 条第 2 項に定める高次脳機能障害者であること。

b 雇用されていた適用事業が激甚災害法第 2 条の規定により激甚災害として政令で指定された災害（以下「激甚災害」という。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者（51752 の災害時における求職者給付の支給に関する特別措置の対象者を含む。）又は激甚災害法第 25 条第 3 項の規定により離職したものとみなされた者であって、政令第 5 条の 2 で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者（法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号）。

なお、厚生労働大臣が指定する地域は告示により定める。

c 雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害（厚生労働省令で定める災害に限る。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者（51752 の災害時における求職者給付の支給に関する特別措置の対象者を含む。）又は激甚災害法第 25 条第 3 項の規定により離職したものとみなされた者（b に該当する者を除く。）（法第 24 条の 2 第 1 項第 3 号）。

激甚災害その他の災害とは具体的には、以下のいずれかに該当するものであること（則第 38 条の 5）。

(a) 激甚災害法第 2 条の規定により激甚災害として政令で指定された災害。

(b) 災害救助法による救助が行われた災害。

災害救助法第 2 条の規定に基づき、都道府県知事により市町村等の区域が指定され、災害救助法が適用された災害をいう。

(c) (b) に準ずる災害として職業安定局長が定める災害（これに該当する場合はその都度局長通知において指示する。）。

(p) 「就職困難な者」（50304 参照）である受給資格者であって、(i) b に該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者であること（法第 24 条の 2 第 2 項）。

ロ イ(i)及び(p)の「公共職業安定所長が指導基準に照らして、再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者」とは、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、基本手当の支給終了日までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められた者であること（則第 38 条の 3 第 1 項第 1 号）。

具体的には、次の(i)及び(p)に該当する者であること。

(i) 当該受給資格に係る求職の申込みをした日から所定給付日数の支給終了日の前日までの間において、各受給資格者の所定給付日数に応じ、次に定める回数以上の求人への応募の実績がある者であること。

応募経路は、安定所紹介によるもののほか、職業紹介事業者、就職情報誌、知人の紹介等の機会を通じて応募した場合も対象となる。

また、書類選考のため応募書類を求人者に送付した場合や、募集している求人に応募するために、求人者に連絡を行う等の行動をしたが、求人者側の都合により面接するまでには至らず不調に終わった場合も、「応募」に該当する。

a 所定給付日数が 90 日の者	3 回
b 所定給付日数が 120 日の者	4 回
c 所定給付日数が 150 日の者	5 回
d 所定給付日数が 180 日の者	6 回
e 所定給付日数が 210 日の者	7 回
f 所定給付日数が 240 日の者	8 回
g 所定給付日数が 270 日の者	9 回
h 所定給付日数が 330 日の者	11 回

ただし、受給資格決定時において、受給期間の関係により、所定給付日数分の支給を受けることができない者については、受給資格決定時における最大受給可能日数に応じ、次のとおりとする。

i 最大受給可能日数が 90 日未満の者	2 回
j 最大受給可能日数が 90 日以上 120 日未満の者	3 回
k 最大受給可能日数が 120 日以上 150 日未満の者	4 回
l 最大受給可能日数が 150 日以上 180 日未満の者	5 回
m 最大受給可能日数が 180 日以上 210 日未満の者	6 回
n 最大受給可能日数が 210 日以上 240 日未満の者	7 回
o 最大受給可能日数が 240 日以上 270 日未満の者	8 回
p 最大受給可能日数が 270 日以上 300 日未満の者	9 回
q 最大受給可能日数が 300 日以上 330 日未満の者	10 回

なお、51704 イの激甚災害時における特例基本手当の支給の対象者及び 51752 の災害時における求職者給付の支給に関する特別措置の対象者については、認定においても求職活動実績を求めているため当該要件は問わず、イ(ロ)に該当する者についても、就職が困難な状況に留意して当該要件は問わない。

また、個別の事情に鑑みて、イ(イ) a に該当する者は、心身の状況により応募できる事業所が限られる場合、イ(イ) b 又はイ(イ) c に該当する者は、災害に伴うやむを得ない理由により応募ができなかったと認められる場合（自宅等の復興作業に従事した場合、避難生活を余儀なくされた場合、災害復興等のボランティア活動に参加する場合、災害により事業所の採用活動が通常どおり行われていない場合等。）は、上記の応募回数を問わないこととしてよい。

(ロ) 以下のいずれにも該当しない者であること。

- a 当該受給資格に係る求職の申込みをした日以後、基本手当の支給終了日までの間に、求職活動実績の基準を満たさないことにより、不認定処分を受けたことがある者
- b 当該受給資格に係る求職の申込みをした日以後、基本手当の支給終了日までの間

に、職業に就くためその他やむを得ない理由なく、所定の認定日に出頭しなかったことにより不認定処分を受けたことがある者

- c 本人の態様、地域における雇用失業情勢や労働市場の状況等からみて、現実的に就職困難な求職条件で就職活動を続けており、公共職業安定所による十分な職業指導を受けないまま、又は職業指導を受けたにもかかわらず求職条件の変更等を行わないまま就職活動を続けている者
- d その他、個別延長給付の実施が安定した再就職を促進することにつながらないと認められる者

この要件には、傷病手当を受給することにより支給終了を迎えた者（ただし、支給終了日の翌日において労働の意思及び能力があると認められる場合を除く。）などが該当する。

ハ 法第 29 条及び第 32 条に基づく給付制限に係る取扱い

- (イ) 個別延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従って公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当は支給しない（法第 29 条第 1 項）。

（要領 52551-52553 「給付制限を延長した場合の給付制限処理」参照）

- (ロ) また、受給資格者が法第 32 条に基づく給付制限を受けた場合については、個別延長給付の対象にならないものであること（則 38 条の 3 第 1 項第 2 号）。

52372（２）個別延長給付の決定

イ 要件の確認

受給資格者が個別延長給付の要件に該当するかどうかについては、次により確認を行う。

- (イ) 52371 イにおける特定受給資格者、特定理由離職者（50305-2 イの特定理由離職者に限る。）に係る要件については、離職票や受給資格者証又は受給資格通知の記載内容等により確認すること。

- (ロ) 52371 イ(イ)a における心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者に係る要件については、求職申込内容や専門援助部門との連携により確認すること。

- (ハ) 52371 イ(イ)b に係る要件については、以下により確認すること。

- a 激甚災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者であることについては、離職票や本人からの聴取等により確認すること。なお、51704 イの激甚災害時における特例基本手当の支給の対象者及び 51752 の災害時における求職者給付の支給に関する特別措置の対象者については、改めて確認を行う必要はない。

- b 厚生労働大臣が指定する地域内に居住しているかについては、離職票や受給資格者証又は受給資格通知の記載内容等により確認すること。基本手当の支給終了日において当該地域に居住していれば要件を満たすものとする。な

お、激甚災害発生時に指定地域に居住していたが、一時避難等のために指定地域外に居住している者も当該要件を満たすものとする。

ただし、地域の指定がされた日以後において他の指定のされていない地域から当該指定地域に移転（指定地域以外の地域において既に離職している者が、離職後に当該指定地域に移転する場合をいい、他地域から当該指定地域に移転して来た後に当該指定地域において離職した者はこの移転に含まない。）した受給資格者については、その移転について適切でないと判断される場合（単に給付の延長のために移転したと認められる場合等）は対象とならない。

- (ニ) 52371 イ(イ)c の激甚災害その他の災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者であることについては、離職票や本人からの聴取等により確認すること。
なお、51704 イの激甚災害時における特例基本手当の支給の対象者及び 51752 の災害時における求職者給付の支給に関する特別措置の対象者については、改めて確認を行う必要はない。また、52371 イ(イ)c の要件においては、居住地は問わないことに留意すること。
- (ホ) 52371 ニ(イ)c の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により離職を余儀なくされた者であることについては、離職票や本人からの聴取等により確認すること。
- (ハ) 個別延長給付については、単に給付を延長するのではなく、安定所として（本延長給付と併せて）積極的に個別の就職支援を行うことが重要であることから、単に給付の延長を希望する者、個別支援を実施しなくとも就職可能であると判断される者は対象者として該当しないものであること。特に、52371 ハに係る要件については、これまでの職業相談記録、失業認定申告書等により就職活動の状況を確認すること。
- (ト) 52371 イ(イ)b に該当する者については、120 日分（又は 90 日分）の延長の決定を行うものであるが、システム処理においては、60 日ずつ（延長日数が 90 日に該当する者は 1 回目 30 日と 2 回目 60 日）延長の入力を行うこととなることに留意すること（センター要領参照）。
- (フ) 個別延長給付の対象とするか否かについては下記ハの「審査会議」において最終判断し、決定すること。

ロ 確認後の処理

イにより個別延長給付の対象者の要件に該当することの確認を行った場合には、求職票に表示を行う等適宜の方法により区分けを行う。

ハ 審査会議の開催

個別延長給付の対象者の決定については、各公共職業安定所に審査会議を設け、当該会議において行うこととする（当該会議については、各所の業務状況等に応じ、担当職員間での決裁方式によることとしても差し支えないこと。）。

なお、当該会議については次により運営する。

- (イ) 審査会議は認定担当課長及び認定担当係が職業紹介担当部門と連携して設けることとする。
- (ロ) 審査会議はおおむね 2 週間に 1 回、当該公共職業安定所の業務量等を勘案して

適宜の日に開催すること。

(ハ) 審査会議においては、当該会議の開催日のおおむね 1 か月後に基本手当の支給終了日が到来する受給資格者を選定の対象とすること。

(ニ) 個別延長給付の対象とする受給資格者に対しては、単に給付日数を延長するのではなく、併せて個別の再就職支援を着実に実施して再就職に結びつける必要がある。このため、当該会議においては、認定担当部門と職業紹介担当部門が密に連携しながら、当該対象者に対する具体的な支援方策等について検討等を行うこと。

また、個別延長給付の対象とする受給資格者に対しては、失業の認定日に職業相談を実施するなど、必要な支援を行うことを原則とする。

ニ 個別延長給付の決定に伴う事務処理

(イ) 審査会議等において個別延長給付を行うと判断した場合には、公共職業安定所長の決裁を受けるとともに、対象者の支給台帳に個別延長給付の指定を記録した上で、備忘処理を行う。

(ロ) 上記(イ)の受給資格者については、基本手当の支給終了日の前の失業認定日において支給対象期間内に個別延長給付の要件に関し変更がないかを確認し、個別延長給付に該当しなくなった場合は、支給台帳の個別延長給付の指定の記録を取り消すこと。要件について変更がない場合は、受給資格者に対し、基本手当の支給終了日までに個別延長給付の要件に関し特段の事情の変化がなければ、個別延長給付の対象になる可能性がある旨を伝えるものとする。

(ハ) 基本手当の支給終了日においては、個別延長給付の要件に関し事情の変更の有無を確認し、要件について変更がない場合には、受給資格者に対し、個別延長給付の支給を行うこと。

ただし、個別延長給付の要件に該当しないと認められる者には該当しなくなった旨を伝えるとともに、基本手当を支給しないとすゝる処分に不服がある場合は雇用保険審査官に対し、審査請求が提起できることを教示すること。

52373 (3) 延長給付日数及び受給期間

イ 個別延長給付が行われる場合の受給期間は、次のとおり（法第 24 条の 2 第 4 項）。

(イ) 52371 イ(イ)a 及び c に該当する者については、当初の受給期間に 60 日を加算した期間（離職の日における年齢が 35 歳以上 45 歳未満であつて、算定基礎期間が 20 年以上である者（以下「所定給付日数が 270 日である者」という。））、及び離職の日における年齢が 45 歳以上 60 歳未満であつて、算定基礎期間が 20 年以上である者（以下「所定給付日数が 330 日である者」という。）については、当初の受給期間に 30 日を加算した期間。）。

(ロ) 52371 イ(イ)b に該当する者については、その者の当初の受給期間に 120 日を加算した期間（所定給付日数が 270 日である者及び所定給付日数が 330 日である者については、当初の受給期間に 90 日を加算した期間。）。

(ハ) 52371 イ(ロ) に該当する者については、その者の当初の受給期間に 60 日を加算した期間

なお、個別延長給付の開始後に、妊娠、出産、育児その他やむを得ない事由により引き続き 30 日以上職業に就くことができなくなった場合は、受給期間の延長を行うことができないこと。

ロ 個別延長給付により所定給付日数を超えて基本手当の支給を受けることができる日数は、次のとおり（法第 24 条の 2 第 3 項）。

(イ) 52371 イ(イ)a 及び c に該当する者については、60 日（ただし、所定給付日数が 270 日である者及び所定給付日数が 330 日である者については 30 日）。

(ロ) 52371 イ(イ)b に該当する者については、120 日（所定給付日数が 270 日である者及び所定給付日数が 330 日である者については 90 日）。

(ハ) 52371 イ(ロ)に該当する者については、60 日。

52374（４）個別延長給付に係るその他留意事項

イ 個別延長給付の適用を受けている者が、その者の所定給付日数を超えて個別延長給付を受けた後、当該延長給付に係る延長日数の全部を受け終わらないで就職し、その後に離職して再度その者の受給期間内に求職の申込みをした場合は、その者がなお個別延長給付の対象者の要件に該当するときは、個別延長給付の残日数分を支給して差し支えないものであること。

ロ 個別延長給付については、再就職に向けて一定期間の丁寧な就職支援を行うことが必要であるために、基本手当の給付日数を延長しつつ個別の再就職支援を行うというものである。

このため、52372 ハ(ニ)に掲げたように、審査会議において個別延長給付と相まった再就職支援の方策等について検討等を行い、個別の再就職支援計画を策定するなど雇用保険部門と職業紹介担当部門が連携しながら、着実に対象者を再就職に結びつけるよう取り組むこと。

ハ 個別延長給付により延長された給付日数は所定給付日数ではないため、傷病手当の支給を受けることはできないこと。

ニ 個別延長給付により延長された給付日数は所定給付日数ではないため、就業促進手当の支給要件である支給残日数とはならないこと。

52375（５）支給台帳の処理

支給台帳の処理については、センター要領参照。

52376（６）受給資格者証等の処理

所要のデータをセンターに入力することにより、受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄に必要事項を記載の上、受給資格者証の場合は個別延長給付の開始日にその者の受給資格者証の第 1 面余白に㊦の表示を行い、「受給期間満了年月日」欄に 60 日（または 30 日）を加算した新たな受給期間満了年月日を、「所定給付日数」欄の余白には ㊦（または ㊩）と朱書きする。受給資格通知の場合は処理状況欄に「個別延長給付」等の記載をするとともに、新たな受給期間満了年月日が記載される。また、受給資格通知の第 1 面の「受給期間満了年月日」欄に新たな受給期間満了年月日

が記載されるため、必要に応じて受給資格通知（全件）を交付する。

52377（7）その他留意事項

（削除）

52401－52450 4 広域延長給付

52401（1）概要

厚生労働大臣が失業者が多数発生した地域について法第25条第1項の規定により広域職業紹介活動を行わせた場合において必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り当該地域に係る広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当と認められる受給資格者について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する措置（以下「広域延長措置」という。）を決定することができる（法第25条）。

この場合は、当初の受給期間に広域延長措置に係る延長給付日数を加えた期間が、その者の受給期間となる（法第25条第4項）。

職業安定法においては、同法第17条第1項の規定により、職業紹介に当たっては、求職者の居住地から通勤可能な範囲内において職業の紹介を行うことを原則としているが、法第25条第1項に規定する広域職業紹介活動は、地域に多数の失業者が集中的に発生滞留し、当該地域ではこれらの失業者を就職させることが困難となる場合には、職業安定法第17条第1項の規定の原則にかかわらず、職業安定行政機関が中心となって、これらの失業者多発地域の求職者について、広範囲な地域にわたって計画的に強力な職業紹介活動を行うという趣旨のものである。

雇用保険においては、特にこのような職業紹介活動を円滑に、また、効果的に行わしめるため、厚生労働大臣が必要と認める場合には、広域職業紹介活動により職業紹介を受ける適格者としての認定を受けて受給資格者に対して給付日数の延長を行うこととしているのである。

また、広域延長措置に基づく基本手当の支給（以下「広域延長給付」という。）を受けることができる者が、厚生労働大臣が指定する地域（以下「指定地域」という。）に住所又は居所を変更した場合には、引き続き広域延長給付を受けすることができる（法第25条第2項）。

なお、船員職業安定法においては、当該広域職業紹介活動の規定がないため、船員の求人を希望する者に対しては、当該延長の対象とはならない。

52402（2）炭鉱離職者臨時措置法との関係

広域職業紹介活動命令については、雇用保険法附則第6条の規定により、旧炭鉱離職者臨時措置法第3条の規定によって厚生労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として、職業紹介活動をすることを行わせた場合には、法第25条の規定の適用については、厚生労働大臣が、法第25条第1項に規定する広域求職活動を行わせたものとみなされる。

この場合における法第25条に規定する広域延長給付を受け得る者は、炭鉱離職者に限られることはもちろんである。

52403 (3) 広域職業紹介活動に係る指示

広域職業紹介活動に係る指示は、前述のように、法第 25 条第 1 項及び旧炭鉱離職者臨時措置法第 3 条の規定に基づき、多数の求職者が居住している地域について、雇用状況から判断して、それらの求職者がその地域において職業に就くことが困難であると厚生労働大臣が認める場合に行われる。

52404 (4) 広域延長措置の実施

広域延長措置は、広域職業紹介活動命令がなされた場合において厚生労働大臣が当該広域職業紹介活動の命令に係る地域について、次のイに掲げる率がロに掲げる率の 100 分の 200 以上となるに至り、かつその状態が継続すると認められる場合に行うものである（令第 6 条第 1 項）。

イ 毎月、その月前 4 月間に、当該地域において離職し、当該地域を管轄する安定所において基本手当の支給を受けた初回受給者の合計数を、当該期間内の各月の末日において当該地域に所在する事業所に雇用されている被保険者の合計数で除して計算した率

ロ 毎年度、当該年度の前年度以前 5 年間ににおける全国の初回受給者の合計数を当該期間内の各月の末日における全国の被保険者の合計数で除して計算した率

なお、広域延長給付に基づく延長給付は、90 日を限度として行われる（令第 6 条第 3 項）。

52405 (5) 広域延長措置に係る延長給付の打ち切り

広域延長措置は、指定される一定の期間を限って実施されるものであるから、その指定期間の末日が到来したときは、その日限り広域延長給付は打ち切られる。

また、広域延長給付を受ける場合に令第 6 条第 3 項で定める一定日数分（90 日）の期間に限り受給期間が延長される。2 以上の延長給付が行われる場合については、52501～52550 参照。

したがって、広域延長給付については、次のような理由がある場合には、その支給終了前において給付が打ち切られる。

イ 支給終了前に広域職業紹介活動命令の実施期間が終了したこと。

ロ 支給終了前に当該措置の指定期間が到来したこと。

ハ 支給終了前にその者の上記により延長された受給期間が満了したこと。

52406 (6) 広域職業紹介適格者の認定

広域延長措置は、当該措置の対象地域に居住する者であって安定所が広域職業紹介活動により職業のあっせんを行うことが適当であると認定する受給資格者について行われるものであるが、安定所長は受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であるかないかを認定しようとするときは、厚生労働大臣が定める次の基準によることとされている（法第 25 条第 3 項）。

52407 (7) 受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることを適当と認定する場合の基準

イ 求職者であって、就職のため、他地域への移動の意思があり、かつ、移動することが環境上からも可能であるものであること。

「移動の意思」の認定に当たっては、求職の条件が、法令に違反し、また本人の技能経験からみて希望職種若しくは求職の条件が著しく不相当であるものについて、特に留意する。

また、「環境上からも可能であるもの」の認定は、一律の基準によることは困難であって、個々の者について具体的に判断しなくてはならないが、次の場合については、それを覆す十分な反対理由がない限り不可能な場合が多いと考えられるので、その取扱いについては特に慎重を期することを要する。

- (イ) 同伴すべき家族の者が事業を営んでいること。
- (ロ) 自己又は同伴すべき家族の者が農業を営んでいること。
- (ハ) 家屋又は土地を自ら管理しなければならない事情があること。
- (ニ) 同伴すべき家族のうち、老衰者又は重病者がいること。
- (ホ) 自己又は同伴すべき家族の者が学業にあり、転校が困難であること。

ロ その者が有している技能、経験、健康その他の状況からみて、広域職業紹介活動による職業のあっせんが可能である者であること。

「健康その他の状況」については、おおむね次の事項について検討し、該当する事項がある場合には広域職業紹介のあっせんを受けることが不可能な場合が多いので注意することを要する。

- (イ) 老衰に近く、又は著しく身体障害若しくは精神障害を有するため、就職のために特別の援助又は作業させるに当たって介護を必要とするもの。
- (ロ) 伝染性疾患、重度の内部疾患又は高血圧であるもの。
- (ハ) 定まった住居を有しないもの。

ハ 就職予定者及びその者が有している技能、経験等からみて当該地域内において短期間に就職し得ることが可能であると認められる者でないこと。

「当該地域内において、短期間に就職しうるものが可能である者」とは、その者の経験、技能程度から判断した適職に該当する職種の求人が、当該安定所に相当数申し込まれている場合をいう。

なお、短時間労働者に該当する被保険者となるような求職条件のみを希望する受給資格者については、この要件に該当するかどうかを十分慎重に判断すること。

52408 (8) 広域延長措置に係る地域に移転してきた受給資格者の取扱い

広域延長措置が決定された場合において、その決定がなされた日以後において他の地域から当該措置に係る地域に移転した受給資格者については、その移転したことに特別の理由があると認められる者を除いては、広域延長給付は行われぬ（法第26条）。

なお、ここでいう移転とは、広域延長措置の適用地域以外の地域において既に離職

している者が、離職後に当該適用地域に移転する場合をいい、他地域から当該適用地域に移転して来た後に離職した者は、ここでいう他地域から移転して来た者とはならない。

また、安定所は、その者の移転について特別の理由があるかないかを認定しようとするときは、厚生労働大臣が定める基準によることとされているが、その内容は次のとおりである。

52409 (9) 広域延長措置に係る地域に移転した受給資格者の当該移転について「特別の理由」があると認定する基準

イ 家族が指定地域内に居住しており、家計の都合上その家族と同居することを余儀なくされるに至ったため、指定地域内に移転した場合

ここで家計の都合上というのは単に経済的な理由のみでなく、例えば、本人に兄弟がないために、父母を扶養しなければならない場合等のように家族と同居することが家庭の都合上必要とされる場合等も含まれるものである。

ロ 社宅に入居している者が離職に伴い住所の変更を余儀なくされ、他の地域に住宅を求めることができないため、指定地域内に移転した場合

ハ その他相当の理由がある場合

指定地域内に居住している本人の家族が病気等のためやむを得ず指定地域内に移転した場合あるいは本人の勤務先の事業所が閉鎖したこと等の事情で本人の親元である指定地域内に移転したような場合であって、本人の家庭事情あるいは個人的事情等からみて、その移転が客観的にやむを得ないものと認められる場合である。

52410 (10) 対象者の決定

イ 広域延長措置の実施が決定されたときは、その決定に係る地域を管轄する安定所は、受給資格者について、その者が当該地域に係る広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であるか否かの認定をした上、適当な者であることを認定した者に対しては、その旨を知らせるとともに、必要な事項を受給資格者証又は受給資格通知に記載する。

その決定があった日以後に受給資格（その決定があった日以後、前の受給資格に基づく基本手当の支給を受ける者を含む。）の決定をした者についても同様である。なお、広域職業紹介活動の適格認定は紹介担当部門が担当するものである。

また、広域延長措置の実施が決定された日以後に他の地域から当該地域に移転した者については、これらの者が本措置によって基本手当の支給を受けようとするときは、管轄安定所に出頭し、その移転について特別の理由がある旨を文書又は口頭で申し出なければならない（則第40条第1項）のでその旨周知させるとともに移転の理由について申出を受け、その理由について特別の理由があると認定したときは、上記と同様に処理する。

ロ 受給資格者について広域職業紹介活動によるあっせんを受けることが適当であるか否かの認定及び受給資格者の移転について特別の理由があるか否かの認定はそれぞれ前述のように厚生労働大臣が定める基準に基づいて行われなければならない。

ハ 52405 に掲げる要件に該当したため、広域延長給付が打ち切られたときは、その旨を対象者に通知するものとする。

ニ 広域延長給付を行う場合は安定所長の決裁を要する。

52411 (11) 広域延長措置の適用を受けている者が就職し、広域延長措置の指定期間内に離職して求職の申込みをした場合の取扱い

広域延長措置の適用を受けている者がその所定給付日数を超えて延長給付を受けた後延長給付日数の全部を受け終わらないで就職し、広域延長措置の指定期間内に離職して再度その者の受給期間内に当該措置の適用地域内の安定所に求職の申込みをした場合で、その者がなお広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると認定される場合には、延長給付日数の残日数を支給しても差し支えない。

しかし、このような場合には広域職業紹介の適格者は、広域紹介により当該措置の適用地域外の事業所に就職するのが通常であるから、その者の離職前の居住地は当該措置の適用地域外となるのが普通である。

したがって、その者が当該事業所を離職して再び当該措置に係る安定所へ求職の申込みをした場合、その者について再び広域職業紹介の適格認定をするに当たっては、法第 26 条第 1 項の規定の適用があるから注意しなければならない。

すなわち、その者は、当該措置の適用地域外の地域から当該措置の適用地域に移転した者に該当するものであるから、その移転について特別の理由がなければ延長給付日数の残日数は支給されない（52408、52409 参照）。

52412 (12) 指定地域に移転後の広域延長給付に係る基本手当の支給

イ 広域延長措置に基づき所定給付日数を超えて基本手当の支給を受けることができる者（以下「延長給付対象者」という。）が厚生労働大臣が指定する地域（指定地域）に住所又は居所を変更した場合には、引き続き当該措置に基づき所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる（法第 25 条第 2 項）。

ロ イの指定地域の指定は、次に定める者ごとに行われる。

(イ) 法第 25 条第 1 項に規定する広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると認定された者

(ロ) 旧炭鉱離職者臨時措置法第 3 条の規定による職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると認定された者

ハ 延長給付対象者の住所又は居所の変更に係る留意事項

(イ) 延長給付対象者が指定地域外の地域に住所又は居所を変更した場合には、延長給付の対象とならないことはもちろん、その後当該地域が指定地域となったときでも、また、その後指定地域に住所又は居所を変更したときでも延長給付の対象にはならない。

(ロ) 延長給付対象者が指定地域に住所又は居所を変更し、引き続き当該地域に居住する場合には、当該地域がその後指定地域から除かれたときでも、なお引き続き延長給付の対象となる。

(ハ) 指定地域に住所又は居所を変更した延長給付対象者（上記(ロ)に該当する者を含む。）が、その後更に他の指定地域に住所又は居所を変更した場合には引き続き延長給付の対象となるが、指定地域外の地域に住所又は居所を変更した場合には延長給付の対象とならない。

ニ 移転後の延長給付に係る基本手当の支給

延長できる日数の限度は移転前後を通じ 90 日である。

したがって、移転前に所定給付日数を超えて延長給付を受けていた者については、移転後は、90 日からその移転前に支給した日数分を差し引いた残りの日数分を限度として支給されることとなる。

また、厚生労働大臣の指定地域に移転後に支給される基本手当は、法第 25 条第 1 項の規定に基づいて支給される基本手当であるから、その者の移転前の地域において法第 25 条第 1 項の規定に基づいて基本手当が支給されなくなるような場合があれば、基本手当は支給されなくなる。すなわち、

(イ) 移転前の地域に係る広域職業紹介活動命令の実施期間が終了した場合

(ロ) 移転前の地域に係る広域延長給付の指定期限が到来した場合には、移転後においても前記基本手当の支給はできない。

なお、その者の 52405 による延長された受給期間が満了すれば、延長給付に係る基本手当の支給は行えなくなる。

ホ 移管の手続き

住所又は居所を移転した場合は、移管の手続きを行うことになるが、通常であれば、移転の日も含めて引き続き基本手当を支給できることになることは通常の移管の取扱いと変わらない。

移管の手続きを行う場合には、ニに述べたごとく移転前の地域に係る延長給付の広域延長措置が引き続き行われており、移転後も引き続き延長給付を行い得るか否かの確認に資するためにロの(イ)に該当するものであるか(ロ)に該当するものであるか(両方に該当する場合もある。)を移管後の安定所へ連絡する。

52413 (13) 支給台帳の処理

支給台帳の処理については、センター要領参照。

52414 (14) 受給資格者証等の処理

所要のデータをセンターに入力することにより、受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄に必要事項を記載の上、受給資格者証の場合は第 1 面余白に「広」の表示を行い、「受給期間満了年月日」欄には 90 日を加算した新たな受給期間満了年月日を、「所定給付日数」欄余白には「90」と朱書する。受給資格通知の場合は処理状況欄に「広域延長給付」等の記載をするとともに、新たな受給期間満了年月日が記載される。また、受給資格通知の第 1 面の「受給期間満了年月日」欄に新たな受給期間満了年月日が記載されるため、必要に応じて受給資格通知（全件）を交付する。

52451－52470 5 全国延長給付

52451 (1) 概要

厚生労働大臣は、失業の状況が全国的に著しく悪化し、政令で定める基準に該当するに至った場合において、受給資格者の就職状況からみて必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、すべての受給資格者を対象として一定日数の給付日数を延長するための措置（以下「全国延長措置」という。）を決定することができる（法第 27 条第 1 項）。

また、厚生労働大臣は、全国延長措置を決定した後において必要があると認めるときは、上記により指定した期間を延長することができることとなっている（法第 27 条第 2 項）。

52452 (2) 全国延長措置の実施

全国延長措置は、連続する 4 月間（以下「基準期間」という。）の失業の状況が次に掲げる状態にあり、かつ、これらの状態が継続すると認められる場合に行われる（令第 7 条第 1 項）。

イ 基準期間内の各月における基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に当該各月の末日における被保険者の数を加えた数で除して得た率が、それぞれ 100 分の 4 を超えること。

ロ 基準期間内の各月における初回受給者の数を、当該各月の末日における被保険者の数で除して得た率が、基準期間において低下する傾向にないこと。

なお、全国延長給付に基づく延長給付は、90 日を限度として行われる（令第 7 条第 2 項）。

52453 (3) 全国延長措置に係る延長給付の打切り

全国延長は、一定の期間を限って実施されるものであるから、その指定期間の末日が到来したときは、その日限りで、全国延長措置に基づき延長された給付は打ち切られる。

また、全国延長措置に基づく給付日数の延長は、令第 6 条第 2 項で定める一定日数分（90 日）の期間に限り受給期間が延長される。2 以上の延長給付が行われる場合については、52501～52550 参照。

したがって、全国延長措置に基づき延長される給付については、次のような理由がある場合には、その支給終了前において給付が打ち切られる。

イ 支給終了前に全国延長措置の指定期間が到来したこと。

ロ 支給終了前にその者の上記により延長された受給期間が満了したこと。

52454 (4) 全国延長措置の適用を受けている者が就職し、全国延長措置の指定期間内に離職して求職の申込みをした場合の取扱い

全国延長給付の適用を受けている者がその者の所定給付日数を超えて全国延長給付を受けた後、全国延長給付日数の全部を受け終わらないで就職し、その後に離職して再度その者の受給期間内に求職の申込みをした場合は、その者がなお政令で定める基準に該当するときは、全国延長給付日数の残日数を支給しても差し支えない。

52455 (5) 支給台帳の処理

支給台帳の処理については、センター要領参照。

52456 (6) 受給資格者証等の処理

所要のデータをセンターに入力することにより、受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄に必要事項を記載の上、受給資格者証の場合は第1面余白に「全」の表示を行い、「受給期間満了年月日」欄には90日を加算した新たな受給期間満了年月日を、「所定給付日数」欄余白には「90」と朱書する。受給資格通知の場合は処理状況欄に「全国延長給付」等の記載をするとともに、新たな受給期間満了年月日が記載される。また、受給資格通知の第1面の「受給期間満了年月日」欄に新たな受給期間満了年月日が記載されるため、必要に応じて受給資格通知（全件）を交付する。

52471－52500 6 地域延長給付

52471（１）地域延長給付の適用を受ける者

イ 地域延長給付の適用を受ける者は、「就職困難な者」（50304 参照）以外の「特定受給資格者」又は「特定理由離職者（50305-2 イの特定理由離職者に限る。）」であって、雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域（以下「指定地域」という。）内に居住し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者であること（法附則第 5 条第 1 項、則附則第 19 条）。

(イ) これについては、受給資格者の住所又は居所が指定地域内であることが必要であること（指定地域の公共職業安定所に求職者給付に係る事務が委嘱された者を含む。）。また、指定地域での就職を希望している者であること（指定地域 A 地域に居住する者が、指定地域 B への就職を希望している場合も含む。なお、指定地域 A 地域に居住する者が指定地域ではない地域のみへの就職を希望している場合は含まない。）。

(ロ) 当該対象者については年齢は問わない。

(ハ) 厚生労働大臣が指定する地域は告示により定める。

[参考] 地域指定要件（則附則第 21 条）

次のいずれにも該当する地域が指定される。

なお、この要件に該当するか否かの確認は、四半期ごとに本省において行う。

- ・ 地域の労働力人口に対する当該地域の求職者数の割合が平成 21 年 1 月時点における全国平均値以上であること。
- ・ 最近 1 か月における地域の有効求人倍率（一般（パートを含む））が平成 21 年 1 月時点の全国における当該比率以下であること。
- ・ 最近 1 か月における地域の受給者実人員を、当該受給者実人員に当該月の末日における被保険者（高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）の数を加えた数で除して得た率が、平成 21 年 1 月時点における当該比率の全国平均以上であること。
- ・ 最近 1 か月における当該地域を管轄する公共職業安定所において求職の登録をした者であって就職した者（公共職業安定所の紹介した職業に就いた者に限る。以下「求職登録就職者」という。）のうち、当該公共職業安定所の管轄内の地域において就職した者の割合が 50%に満たない地域にあつては、当該管轄の外の地域であつて求職登録就職者の数が最も多い地域が前 3 条件のいずれにも該当すること。

ロ イの「公共職業安定所長が指導基準に照らして、再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者」とは、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、基本手当の支給終了日までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められた者であること（則第 38 条の 3 第 1 項第 1 号）。

具体的には、個別延長給付と同様に 52371 ロ(イ)及び(ロ)に該当する者であること。

ハ 法第 29 条及び第 32 条に基づく給付制限に係る取扱い

(イ) 地域延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従って公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当は支給しない（法第 29 条第 1 項、法附則第 5 条第 4 項）。

（要領 52551-52553「給付制限を延長した場合の給付制限処理」参照）

(ロ) また、受給資格者が法第 32 条に基づく給付制限を受けた場合については、地域延長給付の対象にならないものであること（則第 38 条の 3 第 1 項第 2 号）。

52472（２）地域延長給付の決定

イ 要件の確認

受給資格者が地域延長給付の要件に該当するかどうかについては、次により確認を行う。

(イ) 特定受給資格者、特定理由離職者、指定地域に係る要件については、離職票や受給資格者証又は受給資格通知の記載内容等により確認すること。

(ロ) 指定地域については、四半期ごとに更新されることとなるが、受給資格者の住居所が、離職日から基本手当の支給終了日までの間に指定地域となり、基本手当の支給終了日において当該地域に居住していれば要件を満たすものとする。

ただし、地域の指定がされた日以後において他の指定のされていない地域から当該指定地域に移転（指定地域外において既に離職している者が指定地域に移転する場合をいい、他地域から指定地域に移転して来た後当該指定地域において離職した者はこの移転に含まない。）した受給資格者については、その移転について適切でないと判断される場合（単に給付の延長のために移転したと認められる場合等）は対象とならない。

(ハ) 地域延長給付については、単に給付を延長するのではなく、安定所として（本延長給付と併せて）積極的に個別の就職支援を行うことが重要であることから、単に給付の延長を希望する者、個別支援を実施しなくとも就職可能であると判断される者は対象者として該当しないものであること。特に、52471 ハに係る要件については、これまでの職業相談記録、失業認定申告書等により就職活動の状況を確認すること。

(ニ) 地域延長給付の対象とするか否かについては下記ハの「審査会議」において最終判断、決定すること。

ロ 確認後の処理

イにより地域延長給付の対象者の要件に該当することの確認を行った場合には、求職票に表示を行う等適宜の方法により区分けを行う。

ハ 審査会議の開催

地域延長給付の対象者の決定については、各公共職業安定所に審査会議を設け、当該会議において行うこととする（当該会議については、各所の業務状況等に応じ、担当職員間での決裁方式によることとしても差し支えないこと。）。

なお、当該会議については次により運営する。

- (イ) 審査会議は認定担当課長及び認定担当係が職業紹介担当部門と連携して設けることとする。
- (ロ) 審査会議はおおむね2週間に1回、当該公共職業安定所の業務量等を勘案して適宜の日を開催すること。
- (ハ) 審査会議においては、当該会議の開催日のおおむね1か月後に基本手当の支給終了日又は受給期間満了日が到来する受給資格者を選定の対象とすること。
- (ニ) 地域延長給付の対象とする受給資格者に対しては、単に給付日数を延長するのではなく、併せて個別の再就職支援を着実に実施して再就職に結びつける必要がある。このため、当該会議においては、認定担当部門と職業紹介担当部門が密に連携しながら、当該対象者に対する具体的な支援方策等について検討等を行うこと。

また、地域延長給付の対象とする受給資格者に対しては、失業の認定日に職業相談を実施するなど、必要な支援を行うことを原則とする。

ニ 地域延長給付の決定に伴う事務処理

- (イ) 審査会議において地域延長給付を行うと判断した場合には、公共職業安定所長の決裁を受けるとともに、対象者の支給台帳に地域延長給付の指定を記録した上、備忘処理を行う。
- (ロ) 上記(イ)の受給資格者については、基本手当の支給終了日の前の失業認定日において支給対象期間内に地域延長給付の要件に関し変更がないかを確認し、地域延長給付に該当しなくなった場合は、支給台帳の地域延長給付の指定の記録を取り消すこと。要件について変更がない場合は、受給資格者に対し、基本手当の支給終了日まで地域延長給付の要件に関し特段の事情の変化がなければ、地域延長給付の対象になる可能性がある旨を伝えるものとする。
- (ハ) 失業手当の支給終了日においては、地域延長給付の要件に関し事情の変更の有無を確認し、要件について変更がない場合には、受給資格者に対し、地域延長給付の支給を行うこと。

ただし、地域延長給付の要件に該当しないと認められる者には該当しなくなった旨を伝えるとともに、基本手当を支給しないとする処分に不服がある場合は雇用保険審査官に対し、審査請求が提起できることを教示すること。

52473 (3) 延長給付日数及び受給期間

- イ 地域延長給付が行われる場合の受給期間は、その者の当初の受給期間に60日を加算した期間である（所定給付日数が270日である者及び所定給付日数が330日である者については、当初の受給期間に30日を加算した期間。）（法附則第5条第3項）。

なお、地域延長給付の開始後に、妊娠、出産、育児その他やむを得ない事由により引き続き30日以上職業に就くことができなくなった場合は、受給期間の延長を行うことができないこと。

- ロ 地域延長給付により所定給付日数を超えて基本手当の支給を受けることができる

日数は、60日である（ただし、所定給付日数が270日である者及び所定給付日数が330日である者については30日）（法附則第5条第2項）。

52474（4）地域延長給付に係るその他留意事項

イ 地域延長給付の適用を受けている者が、その者の所定給付日数を超えて地域延長給付を受けた後、当該延長給付に係る延長日数（60日）の全部を受け終わらないで就職し、その後に離職して再度その者の受給期間内に求職の申込みをした場合は、その者がなお地域延長給付の対象者の要件に該当するときは、地域延長給付の残日数分を支給して差し支えないものであること。

ロ 地域延長給付については、再就職に向けて一定期間の丁寧な就職支援を行うことが必要であるために、基本手当の給付日数を延長しつつ個別の再就職支援を行うというものである。

このため、52472のハ(ニ)に掲げたように、審査会議において地域延長給付と相まった再就職支援の方策等について検討等を行い、個別の再就職支援計画を策定するなど雇用保険部門と職業紹介担当部門が連携しながら、着実に対象者を再就職に結びつけるよう取り組むこと。

ハ 地域延長給付を受ける者が、別の指定地域に住所又は居所を変更する場合には、引き続き地域延長給付を受けることができること。

ただし、指定地域外に住所又は居所を変更する場合には、引き続き地域延長給付を受けることができないこと。

ニ 地域延長給付により延長された給付日数は所定給付日数ではないため、傷病手当の支給を受けることはできないこと。

ホ 地域延長給付により延長された給付日数は所定給付日数ではないため、就業促進手当の支給要件である支給残日数とはならないこと。

52475（5）支給台帳の処理

支給台帳の処理については、センター要領参照。

52476（6）受給資格者証等の処理

所要のデータをセンターに入力することにより、受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄に必要事項を記載の上、受給資格者証の場合は地域延長給付の開始日にその者の受給資格者証の第1面余白に㊦の表示を行い、「受給期間満了年月日」欄に60日（または30日）を加算した新たな受給期間満了年月日を、「所定給付日数」欄の余白には㊦（または㊩）と朱書きする。受給資格通知の場合は処理状況欄に「地域延長給付」等の記載をするとともに、新たな受給期間満了年月日が記載される。また、受給資格通知の第1面の「受給期間満了年月日」欄に新たな受給期間満了年月日が記載されるため、必要に応じて受給資格通知（全件）を交付する。

52477（7）その他留意事項

地域延長給付は暫定措置として実施するものであり、「受給資格に係る離職の日」

が「令和 9 年 3 月 31 日」以前の者まで実施するものであること。

52501－52550 7 2以上の延長給付の措置が行われた場合の調整

52501 (1) 各延長給付を行う場合の優先度

イ 個別延長給付又は地域延長給付を受けている受給資格者

個別延長給付又は地域延長給付の適用を受けることができる者が、同時に他の延長給付を受けることができる者である場合には、まず最初に個別延長給付又は地域延長給付を行う。なお、個別延長給付と地域延長給付に同時に該当する場合は、個別延長給付が優先される（法附則第5条第1項）。

個別延長給付又は地域延長給付が行われることとなったときは、当該個別延長給付又は地域延長給付が終わった後でなければ広域延長給付、全国延長給付、訓練延長給付は行わない（法第28条第1項、法附則第5条第4項）。

ロ 広域延長給付を受けている受給資格者

当該広域延長給付が終わった後でなければ全国延長給付及び訓練延長給付は行わないが、当該受給資格者について個別延長給付又は地域延長給付が行われることとなったときは、個別延長給付又は地域延長給付が行われる間は、その者について広域延長給付は行わない（法第28条第1項及び第2項）。

ハ 全国延長給付を受けている受給資格者

当該全国延長給付が終わった後でなければ訓練延長給付は行わないが、当該受給資格者について個別延長給付、地域延長給付又は広域延長給付が行われることとなったときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付は行わない（法第28条第1項及び第2項）。

ニ 訓練延長給付を受けている受給資格者

当該受給資格者について個別延長給付、地域延長給付、広域延長給付又は全国延長給付が行われることとなったときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について訓練延長給付は行わない（法第28条第2項）。

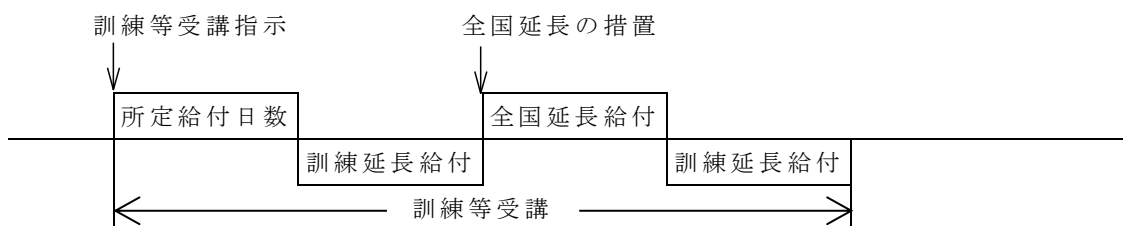
なお、「訓練延長給付」を受けている受給資格者については、再就職の見込みを立てた上で安定所長の受講指示に基づき、具体的な就職支援として必要な職業訓練等を実施している者であることから、個別延長給付又は地域延長給付の対象者に該当しないものであること（52371又は52471参照）から、訓練延長給付を行っている者については、原則個別延長給付又は地域延長給付は行わない（当該趣旨から、原則として、訓練延長給付を受け終わった後にも個別延長給付は行わないこと）。

ホ イからニまでに示すとおり、各延長給付を順次行う優先度は、個別延長給付又は地域延長給付、広域延長給付、全国延長給付、訓練延長給付の順に高いことになる。

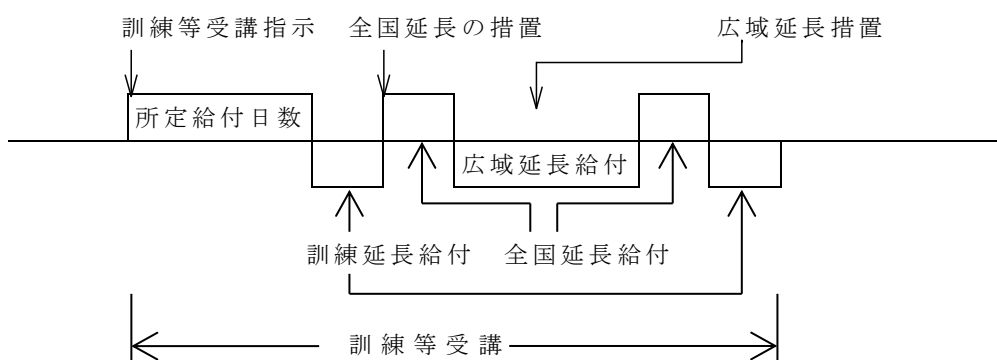
なお、優先度の高い延長給付を中途で行うようになったときは、優先度の低い延長給付は一時延期されることとなり、優先度の高い延長給付が終わり次第引き続いて低い延長給付が行われることとなる。

これを例示すると下図のとおりである。

〔例示〕1 訓練延長給付中に全国延長給付の措置が行われた場合



〔例示〕2 上記例示1による全国延長給付中に広域延長給付の措置が行われた場合



52502 (2) 各延長給付に係る受給期間及び支給日数

受給資格者に対して、2以上の延長給付が行われる場合の受給期間及び支給日数は、次のとおりである（令第9条）。

イ 相前後する延長給付のうち、まず、先行する延長給付のみによって受給期間を定める。

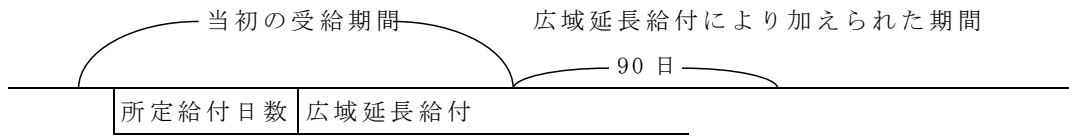
例えば、広域延長給付と全国延長給付が行われる受給資格者の受給期間は、まず、当初の受給期間に90日を加えた期間が受給期間となる（例示1）。

なお、全国延長給付の一部を既に受給している場合であって、かつ、その一部の受給に係る最後の日が当初の受給期間後である場合には、その最後の日に90日を加算した期間が受給期間となる（例示2、3）。

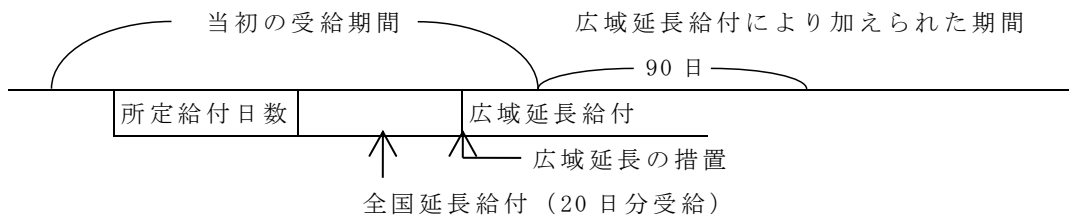
また、個別延長給付と広域延長給付が行われる場合であって、個別延長給付の受給に係る最後の日が当初の受給期間後である場合には、その最後の日に90日を加算した期間が受給期間となる（例示4）。

これを例示すれば、下図のとおりになる。

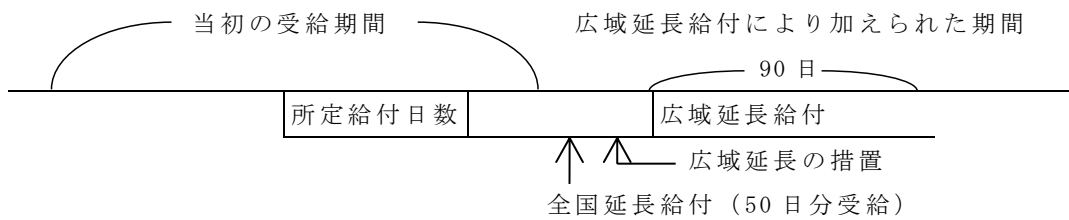
〔例示〕 1



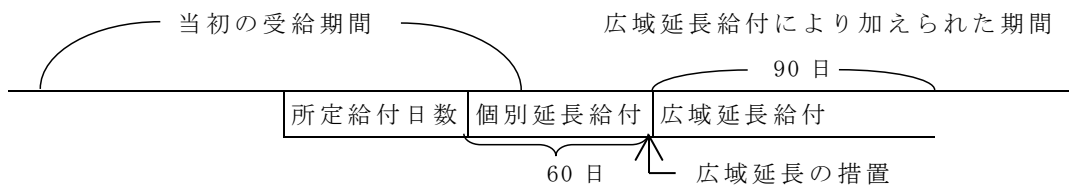
〔例示〕 2



〔例示〕 3



〔例示〕 4



ロイにより先行する延長給付が終了した場合(打切りも含む。以下同じ。)には、後続する延長給付の日数(後続する延長給付が全国延長給付である場合には90日)を、先行する延長給付の終了までの期間に加えた期間が受給期間となる(例示1、2、3)。

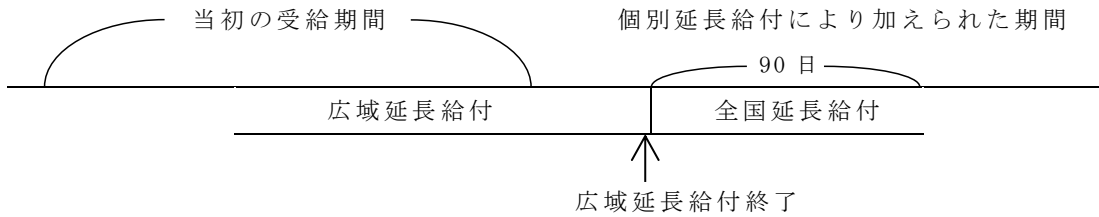
また、例えば全国延長給付中に広域延長給付が行われることとなった場合であって、当初の受給期間満了後に全国延長給付の一部を既に受給している場合には、全国延長給付の延長日数(90日)からの当初の受給期間満了の日の翌日から広域延長

給付が行われることとなった日の前日までの日数を差し引いた日数を広域延長給付の終了日までの期間に加えた期間が受給期間となる（例示4）。

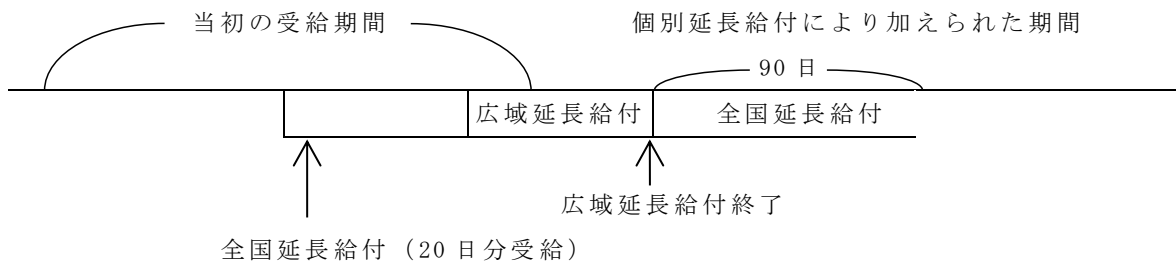
なお、先行する延長給付の終了日が当初の受給期間満了日前である場合には、後続する延長給付の日数を、当初の受給期間に加えた期間が受給期間となる（例示5）。

これを、上記のイの例について例示すれば、下図のとおりとなる。

〔例示〕1 イの例示1の場合

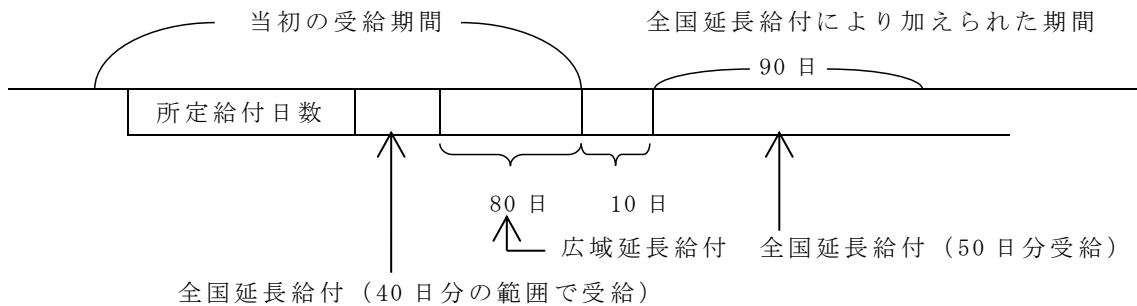


〔例示〕2 イの例示2の場合



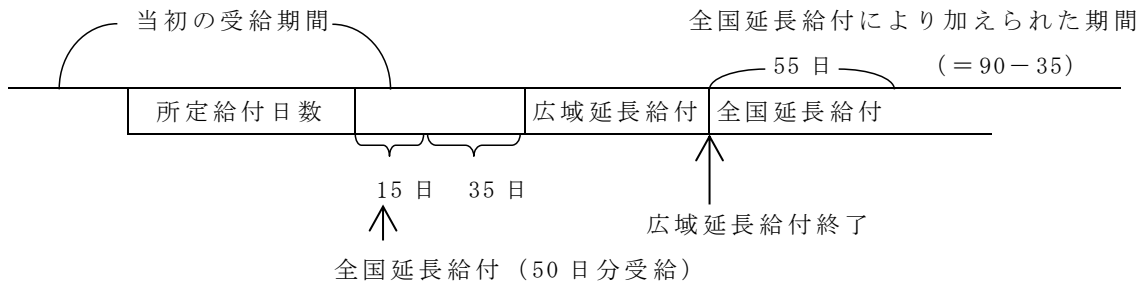
広域延長給付終了後の全国延長給付は、支給残日数（ $90 - 20 = 70$ ）の範囲内で行われる。

〔例示〕3 全国延長給付中に広域延長措置を行った結果、広域延長措置のみを行った場合よりも受給期間が短くなる場合



広域延長措置のみであれば、当初の受給期間満了日の90日後が延長後の受給期間満了日となるが、上記の例の場合は、当初の受給期間満了日の70日後が延長後の受給期間満了日となる。

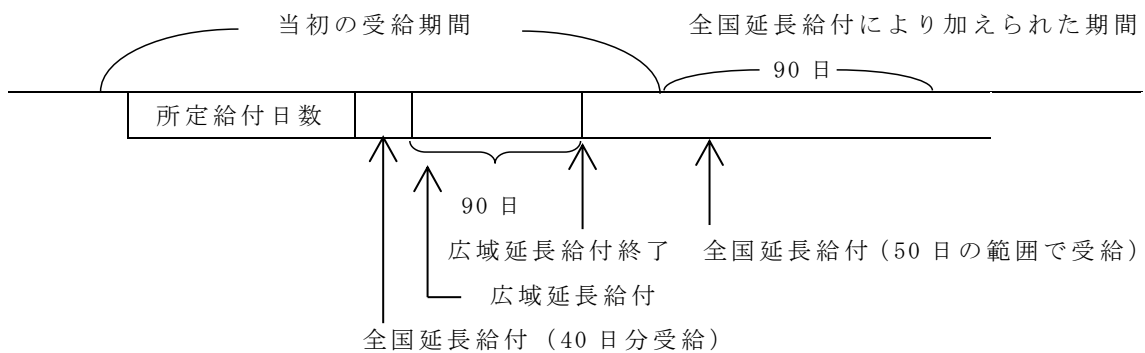
〔例示〕4 イの例示3の場合



この場合は、広域延長給付終了後において、残りの全国延長給付に係る受給期間は55日(=90-35)となる。

なお、広域延長給付終了後の全国延長給付は、支給残日数(90-50=40)の範囲内で行われる。

〔例示〕5



52551－52600 8 給付日数を延長した場合の給付制限

52551 (1) 個別延長給付、終了後手当の支給、広域延長給付、全国延長給付又は地域延長給付を受けている場合の給付制限

個別延長給付、終了後手当の支給、広域延長給付、全国延長給付又は地域延長給付を受けている受給資格者が正当な理由がなく安定所の紹介する職業に就くこと、安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当は支給しない（法第 29 条）。

なお、給付制限の処分を行う基準については、法第 32 条の規定により行う給付制限の基準と同様である（52151～52200 参照）。

52552 (2) 訓練延長給付（終了後手当の支給を除く。）を受けている場合の給付制限

訓練延長給付（終了後手当の支給を除く。）を受給中の給付制限については、法第 32 条の規定に基づく給付制限処分が行われるものである（52151～52200 参照）。

52553 (3) 法第 29 条の給付制限を行う場合の事務処理

イ 法第 29 条の給付制限の決裁は、（伺）文書により処分の種類、年月日、処分を行う理由、本人の申立事項及び通知年月日を記載し、求職票を添えて安定所長の決裁を受けることを要する。

この場合、本人の申立ての部分には本人に氏名の記載をさせる。

ロ 法第 29 条の規定に基づく給付制限を行った場合は、離職票及び延長給付等入力票の所要欄に必要事項を記載の上、当該票により所要のデータをセンターに入力する。

52701-52800 第14 安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置

52701-52750 1 安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置

52701 (1) 概要

イ 受給資格者が、安定所長の指示により法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに公共職業訓練等受講届(則様式第12号)(以下「受講届」という。)及び公共職業訓練等通所届(則様式第12号)(以下「通所届」という。)に受給資格者証(受給資格者が同居の親族と別居して寄宿する場合にあっては、受給資格者証に加えて、必要に応じて当該親族の有無についての市町村長の証明書。マイナンバーカード利用者の場合は添付不要)を添えて、管轄安定所長(則第54条の規定に基づき、求職者給付に関する事務が委嘱された場合は当該委嘱を受けた安定所長。以下同じ。)に提出しなければならない(則第21条第1項)。

受講届及び通所届を受理した安定所は、当該受講届の記載内容に基づいて、証明認定の可否、法第24条の規定による訓練延長給付の可否、寄宿手当の支給の可否等について判断し、当該通所届の記載内容に基づいて通所手当の支給の可否及びその支給額を判断する。

また、公共職業訓練等受講者に対する求職者給付(基本手当、受講手当、通所手当及び寄宿手当)は、原則として公共職業訓練等受講証明書(則様式第15号)(以下「受講証明書」という。)の記載により一括して支給する。

ロ 安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける受給資格者のうち、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和41年労働省令第23号)(以下この項において「規則」という。)第2条の規定を適用した場合に同条の規定による訓練手当の支給を受けることができることとなる者(同条第2項第1号から第12号までのいずれかに該当する者に限る。)であって、その者に係る雇用保険法第16条第1項又は第2項の規定により算定された基本手当の日額が当該訓練手当(規則第2条第1項の基本手当に限る。以下同じ。)の日額を下回ることとなる者に係る基本手当の日額は、当該訓練手当の基本手当日額に相当する額(以下「特例日額」という。)とする。

ただし、継続して14日を超えて公共職業訓練等を受けることができない場合(15日目以降の期間に限る。)等規則第2条第7項の規定に該当する場合には、この特例日額は適用されない(50801ハ参照)。

52702 (2) 公共職業訓練等

公共職業訓練等とは、国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学の行うものを含む。)、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる次の訓練又は講習をいう(法第15条第3項及び令第3条)。

- イ 雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号の講習及び訓練(求職者及び退職を予定する者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習並びに作業環境に適応させるための訓練)
- ロ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 13 条の適応訓練(求職者である障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者に限る。)について行うその能力に適合する作業の環境に適応することを容易にすることを目的とする適応訓練)
- ハ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 23 条第 1 項の計画に準拠した同項第 3 号に掲げる訓練(中高年齢失業者等に対する就職促進措置として行われる国又は地方公共団体が実施する訓練(公共職業訓練施設の行う職業訓練を除く。))で、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの(国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。)

52703 (3) 公共職業訓練等の受講指示

- イ 受給資格者に対して公共職業訓練等を受講することを指示するに当たっては、別に定める基準による。
- ロ 指示ができる公共職業訓練等はその期間が 2 年以内のものである。
- ハ 指示を行った場合は、所要のデータをシステムに入力することにより、支給台帳及び受給資格者証又は受給資格通知に必要事項を記載の上、受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄に公共職業訓練等の施設の名称を記載する。

52704 (4) 受講指示に関する連絡

- イ 受給資格者が公共職業訓練等を受ける場合において、その訓練等の期間について証明認定の取扱いを受け、技能習得手当若しくは寄宿手当の支給を受け、又はその者の所定給付日数を超えて基本手当等の支給を受けるには、その受講が安定所長の指示によらなければならないものであるから、訓練生の募集時期においては、訓練等施設と密接な連絡を行い、直接訓練等施設に応募した者に対しては雇用保険の受給資格者(国家公務員退職手当の基本手当を含む。)であるか否かについて申告させることとし、このため、入校願書にその旨の申告欄を設ける等遺漏のないよう訓練等施設に指導を行う。
- ロ 紹介担当部門は、受給資格者に対して、公共職業訓練等の受講を指示した場合には、求職票の「職業訓練等の記録」欄に、指示年月日、訓練等の施設の名称、職種その他必要な事項を記載する。

52705 (5) 受講届及び通所届の提出

イ 受給資格者が、安定所長の指示により公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに、受講届及び通所届に受給資格者証(受給資格者が同居の親族と同居して寄宿する場合にあっては、受給資格者証に加えて、必要に応じて当該親族の有無についての市町村長の証明書)を添えて)、管轄安定所長に提出しなければならない(則第 21 条第 1 項)。なお、マイナンバーカード利用者の場合のほか、正

当な理由があるときや受講届及び通所届を電子申請により届け出るときは、受給資格者証を添えないことができる（則第 21 条第 2 項）。

受講届及び通所届は、公共職業訓練等受講に伴う給付の支給の要否等をあらかじめ把握し、また、失業の認定日及び支給日を決定するために必要なものであるから、受給資格者に対し公共職業訓練等受講開始後速やかに（遅くとも最初の認定日まで）に提出するよう、受講指示の際又は公共職業訓練等実施主体を通じて指導する。この場合の申請は、必ずしも本人自身が安定所に出頭して行う必要はなく、代理人又は郵送等により行うことも差し支えない（代理人による申請の場合は委任状を必要とする。ただし、代理人が公共職業訓練等の施設の長である場合は、受講届及び通所届に職名の記載があれば、委任状は必要ない。）。

ロ 受講届又は通所届の記載事項に変更があったときは、受給資格者は、速やかにその旨を記載した届書に変更の事実を証明することができる書類及び受給資格者証を添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）管轄安定所長に提出しなければならない（則第 21 条第 4 項）。

この場合は、原則として、受講届又は通所届の用紙を使用して提出させる（それぞれの届用紙に「（変更）」と記載させる。）。

なお、マイナンバーカード利用者である場合のほか、正当な理由があるときや受講届又は通所届の記載事項に変更があったときの変更の届を電子申請により届け出るときは、受給資格者証を添えないことができる（則第 21 条第 6 項）

52706 (6) 受講届を受理した場合の事務処理

イ 受講届を受理した場合は次の処理を行う。

(イ) 受講届の「※処理欄」中「法第 24 条第 1 項の基本手当」欄及び「寄宿手当」欄には、それぞれ支給の対象となる場合には、「○」、支給の対象とならない場合には「×」等適宜記載し、「証明認定」欄には、その取扱いの可否、所定認定日等を適宜記載する。

(ロ) 上記(イ)の処理を終了したときは、受講届の所要欄に必要事項を記載の上、所要のデータをシステムに入力することにより、支給台帳及び受給資格者証又は受給資格通知に必要事項の記載を行う（正当な理由がある場合又は受講届が電子申請により届け出られた場合に、受給資格者証が添付されていなかったときは、受給資格者証の記録及び記載は、次回来所時等に行う）。

なお、この場合、受給資格者証の第 1 面の記載については次により行う。

a 「認定日」欄を新たな認定日（「月 1 回○日」というように）訂正する（失業の認定日は通常一致させるものとし、原則として、各暦月の上旬の日を定める。）。

b 「公共職業訓練等」欄中「受講開始年月日」欄及び「終了予定年月日」欄に当該年月日を記載する。

c 「技能習得手当欄」には、受講手当の日額及び支給開始月日を記載し、また当該受給資格者が通所手当の支給の対象となる者である場合には、それぞれの月額及び支給開始月日を記載する。

d 「寄宿手当」欄には、受給資格者が寄宿手当の支給の対象となる者である場合には、月額及び支給開始月日を記載する。

また、既に支給台帳及び受給資格者証に記録及び記載を行っている部分に係る処理については省略することとなる。なお、受給資格通知の場合は処理状況欄に上記 a～d に係る内容を記載すること。

この場合、当該記録及び記載内容については相違がないかどうか確認する。

所要の処理が終了した後は、受講届に受給資格者証又は受給資格通知を添えて安定所長の決裁を受け、所要事項を記載した受給資格者証又は受給資格通知を当該受給資格者に返付又は交付する（正当な理由がある場合又は電子申請により申請が行われた場合であって、受給資格者証が添付されずに受講届が提出されたときを除く。）（則第 21 条第 3 項）。

ロ 受講届の記載事項の変更届を受理した場合の事務処理は、イに準じて行う。

52707 (7) 通所届を受理した場合の事務処理

イ 通所届を受理した場合は、次の処理を行う。

(イ) 受給資格者の記載した内容及び公共職業訓練等の施設の長の確認内容に基づいて、「※処理欄」にその者に支給すべき通所手当の月額を記載する。

また、所要のデータをシステムに入力することにより、その額をその者の支給台帳及び受給資格者証又は受給資格通知の処理状況欄に記録及び記載する（正当な理由がある場合又は通所届が電子申請により届け出られた場合であって、受給資格者証が添付されていないときは、受給資格者証の記録及び記載は、次回来所時等に行う）。

(ロ) (イ)の処理を終了したときは、通所届に、所要の処理を行った受給資格者証（通所届に受給資格者証が添付されなかったときは、受給資格者証に代え、印字した支給台帳）又は受給資格通知を添えて安定所長の決裁を受け、所要事項を記載した受給資格者証又は受給資格通知を当該受給資格者に返付又は交付する（正当な理由がある場合又は電子申請により申請が行われた場合であって、受給資格者証が添付されずに通所届が提出されたときを除く。）（則第 21 条第 3 項）。

(ハ) 通所手当の支給額の決定には、公共職業訓練等の施設の長の確認の当否も重要な意味を有するので、提出手続並びに記載、確認の方法等については関係機関相互にあらかじめ十分打合せを行う。

ロ 通所届の記載事項の変更届を受理した場合の事務処理は、イに準じて行う。

なお、受講届と通所届が 1 枚の様式で提出されたときには、安定所による業務手順を勘案の上、52706 及び 52707 の処理を行う。

52708 (8) 公共職業訓練等受講者に対する基本手当等の支給

イ 基本手当等の一括支給

安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する受給資格者が受講証明書による失業の認定を受ける場合における失業の認定回数及び基本手当の支給回数は、1 か月に 1 回である。

また、技能習得手当及び寄宿手当は毎月1回、支給日において、その日の属する前月の末日までの分を支給する。公共職業訓練等受講者に対しては、上記の旨を説明する。

なお、証明認定の方法によることなく基本手当等を受けることを希望する者に対しては、通常の基本手当の支給方法により支給することとなる。

ロ 公共職業訓練等終了の場合の取扱い

公共職業訓練等終了の場合においては、訓練延長給付を受けている者、訓練終了とともに住居を移転する者等の便宜を考慮し、失業の認定日を訓練終了の日に変更することも差し支えない。

この場合には、当該変更後の認定日にその日分についても受講証明書により失業の認定をすることとして差し支えない。

ハ 受講証明書の提出及び支給手続

証明認定に係る基本手当、技能習得手当及び寄宿手当の支給を受けようとする受給資格者は、受講証明書に受給資格者証を添えて(マイナンバーカード利用者及び正当な理由があるときは受給資格者証を添えないことができる。)管轄安定所長に提出しなければならない(則第27条第1項)。

受講証明書は、毎暦月の初めに所要の処理期間をみた上、認定、支給日前にその前月分のものを提出させるよう指導する。受講証明書の提出は、代理人によって行うことができるものとし、通常はこの方法により行う(代理人による受講証明書の提出の場合には、委任状が必要である。則第27条第2項、51401ハ参照。ただし、代理人が公共職業訓練等の施設の長である場合は、受講証明書に職氏名の記載があれば、委任状は必要ない。)

なお、この提出は郵送によることもできる。

また、公共職業訓練等を受講中の受講生であって、公共職業訓練等受講証明書の6欄及び7欄の双方ともロを○で囲んだものについては、失業認定申告書の提出は省略して差し支えない。特に郵送によって受講証明書が提出される場合には、当該公共職業訓練等の施設の長に対する指導等に万全を期すこと。

ただし、受講証明書の受理に当たっては、失業認定申告書の提出の有無を必ず確認するとともに、就職、内職等の事実の有無及び短時間就労による収入の有無の申告が安易にならないよう公共職業訓練等の施設の長を指導する等失業の認定が適切に行われるよう十分留意する。

6欄又は7欄においてイを○で囲んだ者については、その内容を失業認定申告書により申告させる。

なお、受講証明書の提出に当たっては、寄宿手当支給対象者がある場合において「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を記載するよう指導する。

ニ 受講証明書を受理した場合の事務処理

受講証明書を受理した場合は、支給日までに各給付について支給すべき金額を決定し、給付事務に支障をきたさないようにする。各給付の支給決定に当たっては、各給付の支給要件に該当するか否かを確認するほか、特に次の点に留意する。

- (イ) 受講証明書のカレンダーに「＝」・「○」・「△」・「×」印の記載のある日については、受講手当を支給し得ないこと。
- (ロ) 受講証明書のカレンダーに「×」印の記載のある日については、通所手当及び寄宿手当は支給し得ない。なお、カレンダーに「○」・「△」・「×」印の記載のある日について疑いがあるときは、その真偽を確認すること。
- なお、公共職業訓練等を受講している場合における受講証明書の「公共職業訓練等を受けなかった日」の証明については、公共職業能力開発施設等において、1日の訓練時間のうち半分以上の出席が確認できなかった場合に行うこととしていること。
- (ハ) 受講証明書のカレンダーに「○」印の記載のある日の日数が継続して14日を超えた場合において、訓練延長給付を受けているときは、傷病手当は支給されないものであること（53004参照）。

注 意

- 1 この届書には、受給資格者証を添えること。
- 2 この届書に記載された事項に変更があったときは、速やかに、当該変更があった事項について、原則として受給資格者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長に届け出ること。この場合においては、所要の証明書を添えること。
- 3 2欄中の「種類」については、下記の01～09の中から該当するものを選んで、2欄に記載してある記号のうち該当するものを○で囲むこと。
 - 01 公共職業訓練（短期課程（職業に必要な相当程度の技能・知識を習得させるためのもの）の普通職業訓練及び特定公共職業訓練等を除く。）
 - 02 公共職業訓練のうち短期課程（職業に必要な相当程度の技能・知識を習得させるためのもの）の普通職業訓練（特定公共職業訓練等を除く。）
 - 03 雇用保険法第63条第1項第3号の講習
 - 04 雇用保険法第63条第1項第3号の作業環境に適応させるための訓練
 - 05 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第23条第1項第4号の講習
 - 06 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練
 - 07 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練
 - 08 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練
- 4 委託訓練の場合は、2欄中の訓練実施機関名及び訓練実施機関住所については、委託先を記入すること。
また、公共職業訓練等の施設の長の職名については、委託元における施設の長の職名を記入すること。
- 5 3欄には、次により通常行っている通所の実情のみを記載し、例外的な方法等は記載しないこと。
 - (1) 「通所方法の別」には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、○鉄道○線等の別を記載すること。
 - (2) 「乗車券等の種類」には、1箇月定期券、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記載すること。
 - (3) 「左欄の乗車券等の額」には、「乗車券等の種類」の乗車券等を使用して1箇月間通所する場合に要する運賃等の額を記載すること。
なお、定期券によらない場合には、通所21回分の運賃等の額を記載すること。
 - (4) 「特記事項」には、定期券によらない場合にはその理由、回数券による場合にはその片道及び月間の使用枚数、往路と帰路と異なる場合にはその旨及び理由等を記載すること。
 - (5) 「届出理由」は、通所に関する事項に関し届書を提出する主な理由として該当するものの番号を○で囲むこと。
- 6 4欄については、特定公共職業訓練等を受講する場合は、記入不要であること。
- 7 4欄の「家族の状況」については、市町村長の証明書を添えることを命ぜられることがあること。
- 8 この届書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、5欄の下の「また、この届書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。
- 9 公共職業訓練等受講届としてのみ使用する場合は、標題中「通所届」の文字を抹消し、1欄、2欄、4欄及び5欄に記載すること。
- 10 公共職業訓練等通所届としてのみ使用する場合は、標題中「受講届」の文字を抹消し、1欄から3欄までに記載すること。
- 11 ※印欄には、記載しないこと。

〔家族の状況〕 ※寄宿の事実のない場合は記入不要です。

氏 名	続柄	年 齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	
		歳	有・無	同居・別居	

様式第15号（第27条関係）（第1面） 公共職業訓練等受講証明書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

※ 帳票種別 13205	1. 支給番号 □□-□□□□□□□□□□	2. 未支給区分 □ (空欄 未支給以外) 1 未支給
3. 待期間了年月日 □□-□□□□□□□□ (4平成 5令和) 元号 年 月 日		
4. 支給期間その1 (初日) (末日) □□-□□□□□□□□□□ (4平成 5令和)	5. 認定日数 受講日数 通所日数その1 □□□□□□□□□□□□	6. 特定職種受講日数 その1 □□□□
7. 寄附日数その1	8. 内職その1 (労働日数-収入額) □□□□□□□□□□□□□□□□	9. 就業手当支給日数その1 □□□□
11. 支給期間その2 (初日) (末日) □□-□□□□□□□□□□ (4平成 5令和)	12. 認定日数 受講日数 通所日数その2 □□□□□□□□□□□□	13. 特定職種受講日数 その2 □□□□
14. 寄附日数その2	15. 内職その2 (労働日数-収入額) □□□□□□□□□□□□□□□□	16. 就業手当支給日数その2 □□□□
	17. 早期就業支援会支給日数その2 □□□□	

1 受講者氏名	2 証明対象期間	令和	年	月			
3 訓練受講職種							
4 右のカレンダーに該当する印をつけてください。 (1)公共職業訓練等が行われなかった日(日・祝日等) =印 (2)公共職業訓練等を受けなかった日のうち イ 疾病又は負傷による場合 ○印 ロ イ以外でやむを得ない理由がある場合 △印 ハ やむを得ない理由がない場合 ×印	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				
5 特記事項	上記の記載事実に戻りのないことを証明する。 令和 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職名)						
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	イ した □ しない						
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。	イ 得た □ 得ない						
8 寄宿の有無	有()・無						
上記のとおり申告します。 また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。 公共職業安定所長 殿 受講者氏名 _____ 地方運輸局長 殿 支給番号 ()							
※連絡事項							
備考							

※ 所属長	次長	課長	係長	係	操作者
-------	----	----	----	---	-----

注 意

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあること。
- 3 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6欄又は7欄においてイを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。
- 4 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講終了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。）、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を（ ）内に記載すること。
- 8 この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、8欄の下の「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

52801－53000 第15 技能習得手当及び寄宿手当

52801－52850 1 概要

52801 (1) 概要

受給資格者が進んで公共職業訓練等を受け得る条件を整え、その再就職の促進に資するため、受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が2年を超えるものを除く。以下同じ。）を受ける場合には、技能習得手当（受講手当及び通所手当）を支給し、また、安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるためその者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合には、寄宿手当を支給する（法第36条）。

52802 (2) 公共職業訓練等及び受講指示

公共職業訓練等の内容及びその受講指示の基準については、52702、52703参照。

52851－52900 2 技能習得手当の支給

52851 (1) 受講手当の支給要件

受講手当は、受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合において、公共職業訓練等を受けた日であって、基本手当の支給の対象となる日（法第19条第1項の規定により短時間就労による収入に応じた減額計算を行った結果基本手当が支給されないこととなる日を含む。）について、40日を限度として支給する（則第57条第1項）。

したがって、公共職業訓練等を受講しない日並びに待期中の日及び傷病手当の支給の対象となる日については支給しない。

なお、安定所長の指示に基づき職場適応訓練を受講している場合において、当該訓練の内容が、深夜勤務に従事して翌日にわたり、かつ、その所定勤務時間が休憩時間を除き8時間を超えるものであるときは、公共職業訓練等を受けた日を2日として計算し、その2日分について受講手当が支給される。

また、複数の公共職業訓練等を受講する場合には、それぞれの公共職業訓練等の受講について40日を限度して受講手当を支給するものであること。

52852 (2) 受講手当の支給額

受講手当の日額は、500円である（則第57条第2項）。

52853 (3) 通所手当の支給要件

通所手当は、次のイからホ（ホは当分の間対象とするもの。）までのいずれか一に該当する受給資格者に対して、支給する（則第59条第1項、第6項及び則附則第2条）。

イ 受給資格者の住所又は居所から公共職業訓練等を行う施設（以下「訓練等施設」という。）への通所（以下「通所」という。）のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（交通機関等を利用しなければ通所することが著し

く困難である者以外の者であって交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及びハに該当する者を除く。)

なお、「交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離」とは、通常、一般の人が徒歩により通所するものとした場合に利用する通路であって、目的地までの距離が最も短いものによる。

ロ 通所のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする者（自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及びハに該当するものを除く。）

ハ 通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難な者以外の者であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

ニ 通所を常例としない公共職業訓練等（委託訓練における e ラーニングコースを想定）を受講する場合で、以下のいずれかに該当する者

(イ) 通所のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担する者（交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及びハに該当する者を除く。）

(ロ) 通所のため自動車等を使用する者（自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及びハに該当する者を除く。）

(ハ) 通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する者（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

ホ 受給資格者の住所又は居所から訓練等施設までの距離が相当程度長いため、訓練等施設に近接する宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に一時的に宿泊し、宿泊施設から訓練等施設へ通所する者（宿泊施設を利用しなければ通所することが著しく困難である場合に限る。）

52854 (4) 通所手当の支給額

イ 通所手当の月額は、次に掲げる受給資格者の区分に応じて、それぞれに掲げる額である。

ただし、(イ)から(フ)までについて、その額が 42,500 円を超えるときは、42,500 円である（則第 59 条第 2 項、第 6 項及び則附則第 2 条）。

- (イ) 52853 のイに該当する者
その者の 1 か月の通所に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）
- (ロ) 52853 のロに該当する者
次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額
- a 自動車等を使用する距離が片道 10 キロメートル未満である者 3,690 円
 - b a 又は c に該当する者以外の者 5,850 円
 - c 厚生労働大臣の定める地域（以下(ハ)及び(ロ)において「指定地域」という。）に居住する者であって、自動車等を使用する距離が片道 15 キロメートル以上である者 8,010 円
- (ハ) 52853 のハに該当する者のうち、次の a 及び b のいずれにも該当する者
運賃相当額と(ロ)に掲げる額との合計額
- a 交通機関等を利用する距離が通常徒歩によることを例とする距離を超えること又は交通機関等を利用する距離が通常徒歩によることを例とする距離内であるが交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難であること。
なお、「通常徒歩によることを例とする距離」とは、通常、その地方の大部分の人が徒歩によることを例としている距離をいう。
この場合、一概に画一的な距離をもって判断することなく、土地の一般的風習、交通事情等を総合勘案の上、その部分が通常徒歩によることを例とする距離内であるか否かを判断すべきであるが、おおむね 1 キロメートルをその目安とする。
 - b 自動車等を使用する距離が片道 2 キロメートル以上であること又はその距離が片道 2 キロメートル未満であるが、自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難であること。
- (ニ) 52853 のハに該当する者のうち(ハ)に該当する者以外の者（すなわち、交通機関等及び自動車等を用いないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道 2 キロメートル以上であるが、上記(ハ)の a 又は b に該当しない者）
運賃相当額と(ロ)に掲げる額とを比較していずれか高い方の額
- (ホ) 52853 のニ(イ)に該当する者
当該交通機関等の利用区間についての 1 日の通所に要する運賃等の額に、現に通所した日数を乗じて得た額
- (ヘ) 52853 のニ(ロ)に該当する者
自動車等を使用する距離が片道 10 キロメートル未満である者にあつては、3,690 円、その他の者にあつては 5,850 円（指定地域に居住する者であつて、自動車等を使用する距離が片道 15 キロメートル以上である者であつては 8,010 円）を当該通所のある日の月の現日数で除し、現に通所した日数を乗じて得た額
- (ト) 52853 のニ(ハ)に該当する者のうち、次の a 及び b のいずれにも該当する者
(ホ)と(ヘ)に掲げる額との合計額
- a 交通機関等を利用する距離が通常徒歩によることを例とする距離を超えること又は交通機関等を利用する距離が通常徒歩によることを例とする距離内

であるが交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難であること。

なお、「通常徒歩によることを例とする距離」とは、通常、その地方の大部分の人が徒歩によることを例としている距離をいう。

この場合、一概に画一的な距離をもって判断することなく、土地の一般的風習、交通事情等を総合勘案の上、その部分が通常徒歩によることを例とする距離内であるか否かを判断すべきであるが、おおむね1キロメートルをその目途とする。

b 自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上であること又はその距離が片道2キロメートル未満であるが、自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難であること。

(f) 52853のニ(ハ)に該当する者のうち、(ト)に該当する者以外の者(すなわち、交通機関等及び自動車等を用いないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道2キロメートル以上であるが、上記(ト)のa又はbに該当しない者)

(ホ)と(ハ)に掲げる額とを比較していずれか高い方の額

(リ) 52853のホに該当する者

次により算定したその者の住所又は居所から宿泊施設への移動(以下「宿泊施設への移動」という。)に要する費用の額及びその者が宿泊施設から訓練等施設への通所に要する費用の合計額(以下「一時的宿泊の場合の費用合計額」という。)であり、具体的にはa及びbの合計額を支給する。ただし、aに掲げる額は、公共職業訓練等を受ける期間を通じて、一往復分を限度として支給する。また、一時的宿泊の場合の費用合計額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。

a 宿泊施設への移動に要する費用の額であって、次の(a)から(c)までの掲げる区分に応じて、それぞれ(a)から(c)までに掲げる額

(a) 宿泊施設への移動のため交通機関等を利用してその運賃等を負担する場合(交通機関等を利用しなければ当該移動することが著しく困難である場合以外の場合であって、交通機関等を利用しないで徒歩により移動するものとした場合の当該移動の距離が片道2キロメートル未満である場合及び(c)に該当する場合を除く。) 当該交通機関等の利用区間についての運賃等の額であって、最も低廉となるもの((c)において「最低運賃等額」という。)

(b) 宿泊施設への移動のため自動車等を使用する場合(自動車等を使用しなければ当該移動が著しく困難である場合以外の場合であって、自動車等を使用しないで徒歩により移動するものとした場合の当該移動距離が片道2キロメートル未満である場合及び(c)に該当する場合を除く。)自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である場合にあつては3,690円、その他の場合にあつては5,850円(指定地域に居住する場合であつて、自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である場合にあつては8,010円)を当該移動のある日の月の現日数で除して得た額

- (c) 宿泊施設への移動のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する場合（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ当該移動が著しく困難である場合以外の場合であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しない徒歩により移動するものとした場合の当該移動距離が片道 2 キロメートル未満である場合を除く。）
(a) に掲げる額と (b) に掲げる額との合計額（交通機関等を利用しなければ移動することが著しく困難な場合以外の場合であって、通常徒歩によることが例である距離内においてのみ交通機関等を利用している場合を除き、自動車等を使用しなければ移動することが著しく困難な場合以外の場合であって、自動車等を使用する距離が片道 2 キロメートル未満である場合にあつては、最低運賃等額が (b) に掲げる額以上である場合には (a) に掲げる額、最低運賃等額が (b) に掲げる額未満である場合には (b) に掲げる額）
- b 宿泊施設から訓練等施設への通所（以下 b において「訓練等施設への通所」という。）に要する額であつて、次の (a) から (c) までに掲げる区分に応じて、それぞれ (a) から (c) までに掲げる額
- (a) 訓練等施設への通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担する場合（交通機関等を利用しなければ当該通所が著しく困難である場合以外の場合であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の当該通所の距離が片道 2 キロメートル未満である場合及び (c) に該当する場合を除く。）当該交通機関等の利用期間についての 1 か月の運賃等の額に相当する額（(c) において「宿泊施設から訓練等施設へ通所する場合の運賃等相当額」という。）
- (b) 訓練等施設への通所に自動車等を使用する場合（自動車等を使用しなければ当該通所が著しく困難である場合以外の場合であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の当該通所の距離が片道 2 キロメートル未満である場合及び (c) に該当する場合を除く。）自動車等を使用する距離が片道 10 キロメートル未満である場合にあつては 3,690 円、その他の場合にあつては 5,850 円
- (c) 訓練等施設への通所に交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する場合（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ当該通所が著しく困難である場合以外の場合であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の当該通所の距離が片道 2 キロメートル未満である場合を除く。）
(a) に掲げる額と (b) に掲げる額との合計額（交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難な場合以外の場合であつて、通常徒歩によることが例である距離内においてのみ交通機関等を利用している場合を除き、自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難な場合以外の場合であつて、自動車等を使用する距離が片道 2 キロメートル未満である場合にあつては、宿泊施設から訓練等施設へ通所する場合の運賃等相当額が (b) に掲げる額以上である場合には (a) に掲げる額、宿泊施設から訓練等施設へ通

所する場合の運賃等相当額が(b)に掲げる額未満である場合には(b)に掲げる額

ロ 運賃相当額及び宿泊施設から訓練等施設へ通所する場合の運賃等相当額の算定は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法による運賃等の額によって行うものとし、その額は次の(イ)又は(ロ)とする。

(イ) 交通機関等が定期乗車券（これに準ずるものを含む。(ロ)において同じ。）を発行している場合は、その交通機関等の利用区間に係る通用期間1か月の定期乗車券の価額（価額の異なる定期乗車券を発行しているときは、最も低廉となる定期乗車券の価額）

(ロ) 交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、その交通機関等の利用区間についての通所21回分の運賃等の額であって、最も低廉となるもの

ハ イ(ホ)の当該交通機関等の利用区間についての1日の通所に要する運賃等の額及びイ(リ) aの最低運賃等額の算定は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃等の額によって行うものとし、その者の住所又は居所から訓練等施設又は宿泊施設までの1往復分の運賃等の額であって、最も低廉となるものとする。

ニ 月の中途において、運賃等の改定又は通所経路の変更等による運賃等の変更が行われたときの、それらの行われた日の属する月以降の通所手当の額は、当該変更後の運賃等を基礎とする。

ただし、当該変更後の運賃等の額が当該変更前の運賃等の額より低い場合にあっては、当該変更の行われた日の属する月に限って当該変更前の運賃等を基礎とする。

なお、各月の初日をはさんで休講期間のある場合で、当該休講期間内に通所方法が変更になった場合には、その変更日は各月の1日として取り扱う。

ホ 次に掲げる日のある月の通所手当の月額（イ(ホ)～(フ)及びイ(リ) aを除く。）は、イにかかわらず、日割りによって減額計算する。

(イ) 公共職業訓練等を受ける期間に属さない日

(ロ) 基本手当の支給の対象となる日（法第19条第1項の規定により基本手当が支給されないこととなる日（短時間就労による収入に応じた減額の結果不支給となる日）を含む。）以外の日

受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等を受け始めた後、懲戒処分として一定期間当該公共職業訓練等を受け得させなくさせる処分を受けたため、当該公共職業訓練等を受けなかった日については、失業の認定を行わないこととなるので、その日は、基本手当の支給の対象となる日以外の日となる。

ただし、その者が当該懲戒処分に誠実に服しており、労働の意思及び能力を有すると認められる場合は、失業の認定を行い得る。

(ハ) 受給資格者が、天災その他やむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず、公共職業訓練等を受けなかった日

「その他やむを得ない理由」の有無については、次の場合は、その理由がある

ものとして取り扱う。

a 当該受給資格者の疾病又は負傷（15日未満の場合に限る。51401ハ(ニ)参照。）

b 同居・別居問わず、親族（民法第725条に規定する親族、すなわち6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。）の傷病について受給資格者の看護を必要とする場合（15日未満の場合に限る。51401ハ(ニ)参照。）

なお、親族の配偶者についてもこれに準じるものとして取り扱う。

c bと同範囲の親族又は姻族の危篤又は忌引

忌引については、下記日数以内に限る。

(a) 父若しくは母、配偶者又は子が死亡したときは、7日

(b) 祖父若しくは祖母、孫、兄弟姉妹又は配偶者の父若しくは母が死亡したときは、3日

(c) (a)又は(b)に該当しない6親等以内の血族又は3親等以内の姻族が死亡したときは、1日

なお、親族の配偶者が死亡したときもこれに準じるものとして取り扱う。

d 配偶者、3親等以内の血族又は姻族の命日の法事

e 受給資格者本人の婚姻の場合（社会通念上妥当と認められる日数の新婚旅行を含む。）又はbと同範囲の親族の婚姻のための儀式に出席する場合

f 子弟の入園式・入学式又は卒園式・卒業式への出席

g 選挙権その他公民としての権利を行使する場合

h 訓練職種に関連した各種国家試験、検定等の資格試験を受験する場合

訓練職種に関連するかの判断については、当該資格試験の内容と、公共職業訓練等受講証明書「3訓練受講職種」欄等から、厚生労働省職業分類小分類の区分を基に判断すること。なお、当該資格試験又は受給資格者が受講する公共職業訓練等について、複数の類似する小分類に該当する場合、当該類似する小分類における受験の実績については、全て含めるものとして差し支えない。

i 訓練施設の行事又は訓練上の理由による訓練の停止（訓練校の校則に定められている休暇期間及び講師の都合による休講を含む。）

j 訓練職種に関連した就職試験、求人者との面接等

訓練職種に関連するかの判断については、上記hに準じて判断すること。

k 前各号に掲げる場合に準ずるものであって社会通念上やむを得ないと認められるもの

例えば、天災に準ずる理由としては、暴風雨等により災害発生の恐れがある場合に該当する。

なお、次の場合は、社会通念上やむを得ないと認められる。

(a) 仲人としての婚姻の儀式への出席（eに準ずる。）

(b) 地方公共団体が主催する成人式への出席（eに準ずる。）

(c) 永年勤続表彰式への出席（配偶者随伴の式典の場合には、配偶者としての出席を含む。）（eに準ずる。）

(d) 勲章の授与式への出席（配偶者随伴の式典の場合には、配偶者としての出席を含む。）（eに準ずる。）

- (e) 裁判員として司法の場への出頭（gに準ずる。）
- (f) 消防団員として出勤義務のある火災消火活動、訓練、出初め式等への参加
- へ 計算して得た最終結果に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

52901-52950 3 寄宿手当の支給

52901 (1) 寄宿手当の支給要件

寄宿手当は、受給資格者が安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する場合に、当該親族と別居していた期間について支給される（則第60条第1項）。

なお、寄宿手当は、公共職業訓練等受講期間中の日についてのみ支給されるものであり、公共職業訓練等受講開始前の寄宿日又は受講終了後の寄宿日については支給されない。

イ 「その者により生計を維持されている」とは、その生計の基礎を、主として受給資格者に置いていることをいう。

ロ 「同居」の親族とは、世帯を同じくして常時生活を共にしている親族をいい、「親族」とは、民法第725条にいう6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。ここにいう親族には、受給資格者と内縁関係にある者を含むが、受給資格者の親族と内縁関係にある者は含まれない。

ハ 同居の親族と「別居して」とは、従来共同生活を営んでいた生活本拠となっていたところから同居の親族と分離した生活を開始することである。必ずしも受給資格者単独で分離した生活を始めることを要しない。受給資格者により生計を維持されていない同居の親族と別居する場合は、寄宿手当の支給の対象とはならない。

ニ 「寄宿する」とは、公共職業訓練等を行う施設に付属する宿泊施設又はその他の施設（アパート、貸間、下宿等）に入居することをいう。受給資格者の所有に係る施設に入居する場合は「寄宿する」とはいえない。

また、当該公共職業訓練等の受講と当該寄宿との間に因果関係があることを要するものであり、たまたま公共職業訓練等の開始と時を同じくして寄宿することとただだけでは因果関係があるとはいえない。

当該寄宿の開始について57551のイの(イ)（移転を必要と認める場合の基準）に該当しない場合は、一般には当該因果関係を有するものとは認められないので、このような場合には寄宿手当の支給は行わない。

52902 (2) 寄宿手当の支給額

イ 寄宿手当の月額は、10,700円である（則第60条第2項）。

ただし、次に掲げる日のある月の寄宿手当の月額は、日割りによって減額計算する（52854ニ参照）。

(イ) 受給資格者が親族と別居して寄宿していない日

一時的に短期間寄宿先を離れた場合については「別居して寄宿していない日」には該当しない。この場合、一時的に短期間とは、おおむね継続して14日を限度として取り扱う。

- (ロ) 公共職業訓練等を受ける期間に属さない日
 - (ハ) 基本手当の支給の対象となる日(法第19条第1項の規定により基本手当が支給されないこととなる日(短時間就労による収入に応じた減額の結果不支給となる日)を含む。)以外の日
 - (ニ) 受給資格者が、天災その他やむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず、公共職業訓練等を受けなかった日
- ロ 計算して得た最終結果に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

52951-53000 4 技能習得手当及び寄宿手当の支給に伴う事務処理

52951 (1) 技能習得手当及び寄宿手当の支給並びに支給日

技能習得手当及び寄宿手当は、管轄安定所(則第54条の規定に基づき、求職者給付に関する事務が委嘱された場合は当該委嘱を受けた安定所。以下同じ。)において、基本手当の支給日又は傷病手当を支給すべき日に、その日の属する月の前月の末日までの分を支給する。

また、受給資格者が、職業に就くためその他やむを得ない理由により支給日以外の日に技能習得手当及び寄宿手当の支給を受けようとするときは、その旨を管轄安定所に申し出て、その日に支給を受けることができる。

52952 (2) 技能習得手当及び寄宿手当の支給手続

- イ 技能習得手当及び寄宿手当の支給は、受講届、通所届及び受講証明書の記載に基づいて行う。
- ロ 受給資格者が安定所長の指示により、公共職業訓練等を受けることになった場合の受講届及び通所届の提出、これらの届書受理安定所における事務処理については、52705～52707参照。
- ハ 受給資格者は、技能習得手当及び寄宿手当の支給を受けようとするときは、受講証明書に受給資格者証を添えて(マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って)管轄安定所長に提出しなければならない。
受講証明書の提出、受講証明書受理安定所における事務処理については、52708のハ及びニ参照。
- ニ 技能習得手当及び寄宿手当は、原則として基本手当の支給日(又は傷病手当を支給すべき日)に、基本手当(又は傷病手当)と併せて支給する(52708イ参照)。
- ホ 技能習得手当及び寄宿手当を支給した場合の支給台帳及び受給資格者証又は受給資格通知の処理については、センター要領参照。

53001－53100 第16 傷病手当の支給

53001－53050 1 傷病手当の支給

53001 (1) 概要

受給資格者が、離職後安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合には、安定所の認定を受けて、当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日について、基本手当の日額に相当する額の傷病手当を支給し、もって傷病期間中の生活を保障しようとするものである。

53002 (2) 傷病手当の支給対象者

イ 傷病手当は、次の要件に該当する者に対して支給する。

- (イ) 受給資格者（法第13条の規定に該当する者）であること。
- (ロ) 離職後安定所に出頭し、求職の申込みをしていること。
- (ハ) 疾病又は負傷のため職業に就くことができない場合であること。
- (ニ) (ハ)の状態が(ロ)の後において生じたものであること。

ロ 傷病手当の支給対象者について、次の点に留意する。

- (イ) 疾病又は負傷のため職業に就くことができない状態が、当該受給資格に係る離職前から継続している場合、又はかかる状態が当該受給資格に係る離職後に生じた場合であっても、安定所に出頭し求職の申込みを行う前に生じその後も継続しているものであるときは、傷病手当の支給の対象とはならない。

つわり又は切迫流産（医学的に疾病と認められるものに限る。）のため職業に就くことができない場合には、その原因となる妊娠（受胎）の日が求職申込みの日前であっても当該つわり又は切迫流産が求職申込後に生じた場合には、傷病手当を支給し得る。

- (ロ) 有効な求職の申込みを行った後において、当該求職の申込みの取消し（又は撤回）を行い、その後において疾病又は負傷のため職業に就くことができない状態となった場合には、傷病手当を支給することはできないものであるので留意する。また、安定所に出頭し求職の申込みをした後において再就職し、新たに受給資格を得ることなく受給期間内に再離職した場合は、その後において安定所に出頭し求職の申込みをしなければ、当該受給資格に基づき傷病手当の支給は行えない。なお、求職の申込みの時点においては疾病又は負傷にもかかわらず職業に就くことができる状態にあった者が、その後疾病又は負傷のため職業に就くことができない状態になった場合は、傷病手当の支給要件に該当する。
- (ハ) 労働の意思又は能力がないと認められる者が傷病となった場合には、疾病又は負傷のため職業に就くことができないとは認められないから、傷病手当は支給できない。
- (ニ) 受給期間の延長との関連で、次の点に留意する。
 - a 安定所に出頭し、求職の申込みを行う以前に疾病又は負傷により職業に就くことができない状態にある者は、傷病手当の支給の対象とはならないが、受給期間の延長を申し出ることができる。

- b 疾病又は負傷を理由として受給期間を延長した場合であっても、その後受給資格者が当該疾病又は負傷を理由として傷病手当の支給を申請したときは、受給期間の延長が当初からなかったものとみなされ、傷病手当の支給を行うことができる。

この場合において、傷病手当を支給することができる日数については 53004 参照。

53003 (3) 傷病手当の支給対象日

イ 傷病手当は、受給資格者が、離職後安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日について支給される。

ロ 次に掲げる日については、傷病手当は支給されない。

(イ) 基本手当の支給を受けることができる日

疾病又は負傷のために安定所に出頭することができない場合において、その期間が継続して 15 日未満のときは、法第 15 条第 4 項第 1 号及び則第 25 条の規定により証明書により失業の認定を受け基本手当の支給を受けることができるので、傷病手当は支給されない。

(ロ) 法第 21 条の待期中の日（待期には、疾病又は負傷のため職業に就くことができない日が含まれる。）

(ハ) 法第 32 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 33 条第 1 項の規定により基本手当を支給しないこととされた期間中の日（給付制限期間中の日）

(ニ) 当該疾病又は負傷の日について、健康保険法第 99 条又は第 135 条の規定による傷病手当金（旧日雇労働者健康保険法第 16 条の 2 によるものを含む。）、労働基準法第 76 条の規定による休業補償、労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付その他これらに相当する給付であつて法令（法令の規定に基づく条例又は規約を含む。）により行われるもののうち政令で定めるものの支給を受けることができる場合には、その受けることができる日

政令で定める給付については、令第 10 条に規定されており、次に掲げる法律又は条例若しくは規約の規定による給付であつて、疾病又は負傷の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないことを理由として支給されるものとされている。

a 船員保険法第 69 条若しくは第 85 条又は船員法第 91 条第 1 項

b 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第 12 条の 3、国会職員法第 26 条の 2、特別職の職員の給与に関する法律第 15 条、国家公務員災害補償法第 12 条（裁判所職員臨時措置法及び防衛省の職員の給与等に関する法律第 27 条第 1 項において準用する場合を含む。）、裁判官の災害補償に関する法律又は国会議員の秘書の給与等に関する法律第 18 条

c 地方公務員災害補償法第 28 条又は同法に基づく条例

d 災害救助法第 12 条、消防組織法第 24 条、消防法第 36 条の 3、水防法第 6 条

の2若しくは第45条、災害対策基本法第84条、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第160条（同法第183条において準用する場合を含む。）又は新型インフルエンザ等対策特別措置法第63条

e 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第5条第2項、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律第5条第2項又は証人等の被害についての給付に関する法律第5条第2項

f 国家公務員共済組合法第66条（私立学校教職員共済法第25条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第68条

g 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第2条

h 国民健康保険法第58条第2項の規定に基づく条例又は規約

なお、健康保険法第99条若しくは第135条の規定による傷病手当金又は労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付の支給開始前3日（待期）の期間については、労働基準法第76条の規定による休業補償が行われる場合を除き、傷病手当を支給することができる。

ハ 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による補償給付との支給調整は、同法第14条及び同法施行令第7条で次のとおり規定されている。

(イ) 受給資格者に対し、障害補償費が支給された場合においては、同一の事由について安定所長は、その支給された障害補償費の価額の限度で傷病手当を支給する義務を免れること。

(ロ) 安定所長が受給資格者に対し傷病手当を先に支給した場合においては、同一の事由について都道府県知事は、その価額の限度で障害補償費を支給する義務を免れるが、この場合、安定所長は、当該都道府県知事が支給する義務を免れた価額の限度で、当該都道府県知事に対し、傷病手当の額に相当する金額を求償することができること。

ニ 出産（その意義については50271ロ参照）は、通常は疾病又は負傷には該当するものではなく、また産前産後の期間において傷病を併発している場合においては、たとえその傷病がなくとも産前産後の期間であることによって通常は基本手当を受けられないものであるから、出産予定日以前6週間前の日から出産日後8週間後の日までの期間は、傷病手当を支給しない。

なお、出産予定日以前6週間より前の期間及び出産日後8週間より後の期間については、傷病手当を支給することができる。

現実の出産日前に傷病手当支給申請書の提出があった場合には、出産予定日を基準にして、その日以前6週間前の日から傷病手当を支給しない。

53004 (4) 傷病手当の支給日数

傷病手当を支給し得る日数は、当該受給資格者の所定給付日数から、既に基本手当を支給した日数（不正受給により基本手当の支給停止処分があった場合には、その不支給とされた日数、既に傷病手当の支給があった場合において、基本手当の支給があったものとみなされる日数及び再就職手当が支給されたときは、基本手当の支給があ

ったものとみなされる日数を含む（法第 34 条第 4 項、第 37 条第 6 項及び第 56 条の 3 第 4 項参照）。）を差し引いた日数である。

したがって、法第 24 条、第 24 条の 2、第 25 条、第 27 条及び附則第 5 条の規定による延長給付に係る基本手当を受給中の受給資格者については、傷病手当は支給されない。

なお、傷病手当の支給があったときは、雇用保険法の規定（法第 10 条の 4 及び第 34 条の規定を除く。）の適用については、当該傷病手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当の支給があったものとみなされる。

また、疾病又は負傷を理由として受給期間を延長した場合において、その後受給資格者が当該疾病又は負傷を理由として傷病手当の支給を申請したときの支給日数は、当該疾病又は負傷を理由とする受給期間の延長がないものとした場合における支給できる日数が限度とされるので留意する。

53005 (5) 傷病手当の日額

傷病手当の日額は、法第 16 条の規定による基本手当の日額に相当する額である（法第 37 条第 3 項）。

53006 (6) 傷病の認定

受給資格者が、傷病手当の支給を受けるには、法第 37 条第 1 項の規定に該当することについて、安定所長の認定を受けなければならない。

イ 傷病の認定を行う安定所

法第 37 条第 1 項の認定（以下「傷病の認定」という。）は、管轄安定所長（則第 54 条の規定に基づき、求職者給付に関する事務が委嘱された場合は、当該委嘱を受けた安定所。以下同じ。）が行う。ただし、求職者給付及び就職促進給付に関する事務の委嘱を行った場合には、委嘱された安定所において行う。

ロ 傷病手当支給申請書の提出（則第 63 条第 2 項及び第 3 項）

傷病の認定を受けようとする受給資格者は、管轄安定所長に傷病手当支給申請書（則様式第 22 号）に受給資格者証を添えて（正当な理由があるときは受給資格者証を添えないことができる。）（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）提出しなければならない。

ハ 傷病手当支給申請書の提出（傷病の認定）期限（則第 63 条第 1 項）

傷病の認定は、原則として、傷病手当の支給要件に該当する者が当該職業に就くことができない理由がやんだ後における最初の支給日（口座振込受給資格者にあつては、支給日の直前の失業の認定日）（支給日がないときは当該者の受給期間の最後の日から起算して 1 か月を経過した日）までに傷病手当支給申請書を提出し、これを受けなければならない。

ただし、天災その他傷病の認定を受けなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

この場合には、その事実を証明することができる官公署、鉄道の駅長等の証明書又は安定所長が認める者の証明書を添えて、当該理由がやんだ日の翌日から起算し

て7日以内に傷病の認定を受けなければならない。

ニ 長期傷病者に対する傷病の認定

- (イ) 疾病又は負傷のため職業に就くことができない期間が引き続き1か月を超えるに至った者（以下「長期傷病者」という。）については、その期間中において管轄安定所長の定める日に傷病手当の支給を受けることができる。この取扱いを受けようとする者は、管轄安定所長にその旨を申し出なければならない。

この申出を受けた場合は、当該申出をした者について傷病手当を支給すべき日を定めて、その者に通知し、その日までに傷病手当支給申請書を提出させ傷病の認定を行う。当該疾病又は負傷の状態が長期にわたることが予想される場合には、傷病手当を支給すべき日を2以上定める（例えば、「当該疾病又は負傷が長期にわたるに至った場合には毎暦月〇日（その日が休祝日の場合にはその前（後）の日）を傷病手当の支給日とする。」というように）ことも差し支えない。

この取扱いを行う場合、長期傷病者が治癒した後に行う傷病の認定についても、当該指定した日において、治癒後の期間に係る失業の認定とともに行うことができる。

なお、この場合も、遅くとも当該者の受給期間の最後の日から起算して1か月を経過する日までに傷病手当支給申請書を提出しなければならない。

- (ロ) (イ)の申出及び傷病手当支給申請書の提出は代理人によって行うことができる（この場合は、委任状が必要である。）。

また、郵送によって行うこともできる。郵送により(イ)の申出を受けた場合には、安定所は速やかに傷病手当を支給すべき日を郵送等により通知する。

ホ 傷病の認定を行うに当たっての留意事項

- (イ) 傷病の認定を行う場合において、当該傷病の期間の前後の失業の期間についての失業の認定を行って差し支えない。

この場合、傷病の認定の対象となる最初の日直前の失業の認定日に不出頭の場合の取扱いについては、51254のハの(リ)に留意する。

- (ロ) 長期傷病の場合においても、傷病期間前の日についての失業の認定及び基本手当の支給は、最初に傷病手当を支給するとき（傷病の認定を受けた場合であって、傷病手当は支給されないこととなるときを含む。）に同時に行うことができる。この場合の失業の認定は、法第15条第4項第1号の規定に基づく証明書による失業の認定の場合に準じて行うこととするが、例外的に本人の出頭をまたずに行うものであるから特に慎重に行う。

なお、傷病手当支給申請書及び失業認定申告書の記載、代理人に対する質問等によって失業の状態にあったかどうか疑わしいと認められる場合は、一時的に失業の認定及び基本手当の支給を保留し、後日失業の事実の有無が明確になった場合に支給又は不支給とする。

- (ハ) なお、申請時に、地方公共団体等に情報照会を行うことで、対象者の各制度における傷病手当等の支給に関する情報を取得し、53003ロ(ニ)の併給調整に係る給付情報を確認することが可能であり、具体的には、傷病手当支給申請書の9欄「同一の傷病により受けることのできる給付」及び10欄「9の給付を受けることので

きる期間」の情報に齟齬がないか確認すること。

53007 (7) 傷病手当の支給

イ 傷病手当は、原則として、傷病の認定を行った日分を、当該傷病のため職業に就くことができない理由がやんだ後における最初の支給日（支給日がない場合には当該者の受給期間の最後の日から起算して1か月を経過する日まで）に支給する。

ただし、53006 の二に該当する長期傷病者について傷病手当を支給すべき日を別に定めた場合には、その別に定めた日に支給することができる。この場合、その日までに申請書の提出がなかったためその日に傷病手当を支給できないときは、その後における支給日に一括して支給して差し支えない。

ロ やむを得ない理由があるときは、代理人によって支給を受けることができることは基本手当の場合と同様である。

長期傷病者については、原則として代理人の出頭によりその者に支払うこととするが、隔地払が可能な場合はそれによることも差し支えない。代理人に対して支払うときは、代理権を有することについての委任状を提出させるものとする。

ハ 傷病期間中において自己の労働による収入（短時間就労による収入）があった場合には減額措置を行うことは、基本手当の場合と同様である（51655 ロ(ニ)参照）。

この場合、傷病期間中における短時間就労による収入についての申告は、傷病手当支給申請書の様式中の12欄により行わせるものとする。

53008 (8) 傷病手当支給申請書の事務処理

イ 傷病手当支給申請書の提出を受けた審査係は、当該申請書に基づいて、当該申請人が傷病手当の支給要件に該当する者であるか否か、また、申請期間の日が支給し得る日であるか否かを認定し、傷病手当の支給又は不支給を決定する。

ロ 審査係は傷病の認定を行い、傷病手当の支給を決定したときは、傷病手当支給申請書の「※処理欄」にその支給の対象となる期間及びその期間の日数等を記載し、安定所長の決裁を受ける。

53009 (9) 支給台帳及び受給資格者証等の処理

傷病手当の支給を行った場合における支給台帳及び受給資格者証又は受給資格通知の処理についてはセンター要領参照。

注 意

- 1 この申請書は、原則として申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に提出すること。
- 2 この申請書には、受給資格者証を添えること。
- 3 9欄は、7欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができる全ての給付の番号)を○で囲むこと。
 - (1) 健康保険法による傷病手当金
 - (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付
 - (3) 船員法による傷病手当又は船員保険法による傷病手当金
 - (4) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
 - (5) 国家公務員共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (6) 国民健康保険法による傷病手当金
 - (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (8) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- 4 10欄には、7欄の期間のうち、9欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、9欄で2以上の番号を○で囲んだ場合には、その給付を受けることができる期間を、それぞれの番号の順に記載すること。
- 5 12欄には、7欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。